

令和4年3月14日（月曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	教育長	畦地和也
教育次長	藤本浩之	教育次長	橋田麻紀
会計管理者	小橋智恵美		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

令和4年3月第22回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和4年3月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：6番から8番まで）

議 事 の 経 過

令和4年3月14日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、中島一郎君。

1 番（中島一郎君）

おはようございます。

久しぶりの1番バッターでございますので、執行部の皆さん、今回も4問について一般質問を致しますので、何とぞよろしくお願いを致します。

まず初めに、防災対策について。

高知県内を襲った昭和南海地震から75年が経過致しました。この75年間は、単なる月日が流れたものではなく、海底で地震が引き起こす歪みが蓄積され、それが継続されている期間でもありともいわれています。

近い将来に予測されている、南海トラフ地震での最大震度7の揺れと広範囲に及ぶ津波の被害をどのように防ぐことができるか、町民挙げての防災、減災対策の取り組みが問われる中で、私たちの町でもハード事業を加速させ、避難場所257カ所、避難路213路線、津波避難タワー6基の整備がされてきました。

しかしながら、整備後10年程度が経過したこんにち、維持管理については多くの課題も見えてきました。このこともあってか、12月議会において濱村議員からも同様の一般質問がありましたが、そのときの執行部答弁では、日常の維持管理、草刈りや清掃作業は各集落の住民にお願いし、そして町では、落石や周辺の雑木林伐採などの実施を行うということでしたが、この認識でよいか。

再度、初めにお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

中島議員の、これからの避難路、避難誘導灯の維持管理についてのご質問にお答え致したいと思います。

これまで町では、避難路、避難場所、津波避難タワー、避難誘導灯について、地区からの要望に基づいて計画的に整備を行ってまいりました。

現在、避難施設に関しましては管理台帳により管理しておりまして、施設機能を損傷する等の大規模な修繕等が発生した場合は町で対応しておりますが、草刈りや清掃、簡易な修繕は地区に

お願いしているところでございます。

また、避難誘導灯につきましては、照明が点灯してない等の情報がありましたら、町の方でバッテリー交換等を対応しているところでございます。

維持管理につきましては、それぞれ避難施設の機能を保てるよう、効率的な維持管理が求められていると考えておりますが、既存の施設の維持、修繕等の費用につきましては補助事業の対象とならないことから、町全体の事業を考慮しながら毎年計画的に予算確保をしてきているところでございます。

来年度は、町としましても、これまで整備してきました全ての避難路の現状について把握をしていきたいと考えております。その状況によって、対応が必要な場合については優先度等を勘案し、また、設備の耐用年数による管理等、一つ一つ整理しながら計画的な維持管理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

今ほど、課長の方から、総合的な維持管理について回答いただきましたが。

私の方は、ちょっと具体的に質問をさせていただきますので、今答弁をいただいたかも分かりませんが、その点はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、私が初めに言いましたように私の認識は間違わないようですので、それに応じて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

防災対策の整備拡充が図れたことにより、瞬時の状況判断を行い、一段と安全な場所へ避難することができることになりました。ところが、先ほども言いましたように、10年程度が経過すると避難路や避難場所の周辺の環境は一変してきており、町内の海岸線にある避難路、避難場所を点検してみると、落ち葉などの清掃ができていても、排水対策が十分できていないための落石、そして周辺の雑木は一段と大きくなり、倒木による危険箇所も数多く見受けられます。

これからの防災対策としては、地震津波をはじめとして、異常気象や台風等への備えも一層強化をする必要があります。この現状をそのまま放置していれば、時がたつにつれて維持管理費は困難な状況となり、これに対する経費も必然的に増加傾向となります。

このことから早期の対策が望めますが、先ほど総合的な答弁がありましたので、もう一度町の判断をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは中島議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁しましたように、町の基本的な考え方としては、大規模なものに関しては町。草刈り等、小規模なものに関しては地区でお願いしたいというところが、基本的なところです。

最後に答弁させてもらいましたように、来年度、町としては、避難道の状況、先ほど議員言われましたように整備をしてから年数がたっていることから、状況について確認をしていきたいというふうに思っています。それに関しては、一定、地域担当の職員にも協力をお願いするということに

なると思いますけども、その中で、地区とその避難道の現在の状況を確認をして、その中で、全てその町がやるということではなくてその確認をして、この範囲であれば地区でお願いしたい。先ほど言われましたように、階段等に落ち葉があって滑りやすいという状況であれば、それは町でなくても地域の方でお願いして対応できる部分。また、周囲に草が来ているといったことに関しても、地域で対応できる部分という確認ができると思います。

ただ、その中でも、これはどうしても地区ではできない、これは難しいぞといったところがあれば、そこで住民の皆さんと町等の方がその状況を共有をして、どういうふうに対応していくかといったことも考えていければというふうに思っています。

いずれにしても、避難道というのは、これから起こり得る南海地震に対する津波の中で住民の方の命を守る大事な道ということになるので、それに関しては町としても維持管理にこれまで以上に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

次に私が質問しようとしたことを、もう既に課長の方が答弁していただいたわけですが、私の考え方と全く一緒でございました。

私は、昨年の 12 月議会の一般質問で、町職員の地域担当制についてお聞きを致しました。これは、防災対策に特化された地域担当制を採っているということでありました。そうであれば、この避難道については施設管理台帳が整理されていると思いますので、各地区の自主防災組織と連携して現地確認を行い、町内全体を統一した形で取り組むことが望まれるのではないかと、という質問をする予定でございましたが、そのことについては今ほど答弁いただきましたので。

もう一つは、よく行政の方から言われます予算措置の関係ですね。このことについて、ちょっと質問をさせていただきます。

私たちの町でもこの 3 年間、森林環境税に対する配分がありました。この森林環境税は、水源涵養だけの目的ではなく、森林のさまざまな公益的機能を守ることも可能とされています。当町でも、そのことによって、先ほどの整備や入野松原の維持管理作業などにこれを活用されています。

このことによって、この避難路周辺の危険な場所にある雑木の伐採等の作業についてもですね、この事業を活用してできないかと。その議論をしていただきたいと思うわけですが。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、中島議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

避難道の支障木の伐採等に森林環境譲与税を使えないかというご質問でございますけれど、森林環境譲与税というのは、令和 5 年以降、金額が一定してくるわけでございますけれど、金額が限られてます。だから、第一の目標としては、やはり森林環境の方の全体的な整備の方に中心にやっていきたいと考えておまして、まだその詳細な、避難道の方に活用するというところまでは検討でき

てません。それというのが今の実態でございます。

この森林環境譲与税の活用につきましては、今ご提案いただいたことも踏まえて、全体的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

私の方は、以前にもこの森林環境税の活用方法というので、一般質問をしたことがあります。

先ほども言いましたように、この森林環境税、従来は一般会計の中で先ほどの整備等をやっておりましたので、その部分にシフトしている分があるわけですね、結構。これ2、300万あると思うんですね。

そういうことをもう少し、これ解釈はちょっと拡大的になるかも分かりませんが、住民の命と財産を守るという理屈であれば、一番身近な問題としてこの森林環境税のここに利用すれば、非常に町民の方の関心度も高まってくる。自分たちが納めた環境税で自分たちの周辺の整備ができるということは、非常に意義あることだと思っておりますので、その点、そういう幅広い方法論もひとつ考えていただきたいと思っております。

まあ検討するということですので、今後の進み具合を見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

それでは、ちょっと先ほど課長の方からありました避難誘導灯の設備について、これ維持管理についてご質問をさせていただきます。

町内の各避難場所や避難路には、この夜間の地震津波発生を想定して、多くの避難誘導灯が整備をされています。この避難誘導灯も同じように、大半が設置されて10年程度が経過していると思われれますが、相当数の誘導灯ではソーラーバッテリーの交換時期に来ているのではないかとも思われます。

仮に、この誘導灯が機能しなくなった場合には、どのような対策を取られているのか。また、私たちの町でこの避難誘導灯は、町内どれぐらい設置されているのか。

分かれば、教えていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

最初の答弁でも申し上げましたように、夜間の避難誘導灯に関しましては、切れたという、ついてないという情報がありましたら、情報防災課の方でその現地を確認をして、対応をしているところでございます。

ご質問にありました、夜間照明どのぐらいあるかということですが、町内全体で約600程度でございます。

それが5年以上経過したもの、29年以前のものに関しましては470程度ありますので、これらが順次バッテリーが切れていく状況が考えられます。これについては、バッテリーの交換に関しても予算を確保していきたいというふうに考えていますけれども、基本的にはできるだけバッテリーの寿

命がある限りは延ばしていきたいという。使える分だけ使いたいというところが予算を抑えていく状況にもなりますので、現状では、現地の中で夜間ついてないという情報を基に換えているところが現状でございます。

ただ、言われるように、今後切れる個数とかそんなものを見ながら、これから後には計画的に、耐用年数を見ながら交換ということも考えていく必要があるかと考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

なぜ、今回この質問をさせていただいたかといいますと、これ1月23日の午前1時8分ごろに、日向灘を中心とする震度5弱の地震がありました。ちょうどこの地震発生前に、私たちの地区の裏山の避難場所に設置されている誘導灯2基が点灯していないため、事前に役場の方へ取り換えをお願いしていましたが、ソーラーバッテリーの予備はなかなかないということである程度の時間がかかり、そのため地震発生後の取り換えとなりました。

このことからですね、平常時に機能していても地震発生時に機能しなければ、住民の安全安心を守ることにはつながらないわけですね。この体験から、質問をさせていただいたわけですが。

この取り換えについては、町の方が業者さんに委託でやっているわけですか。

それと、それからこの誘導灯、ソーラーバッテリーの交換のことについては、ある程度こう予備はないわけですか。

それから、多分、私は各年代で事業をしておると思いますので、業者さんもある程度まちまちだと思うわけですね。これはなかなか不合理な部分もあるわけですけど、これはまあ致し方ないとして。やはり、最後に言いましたように、平常時にこれが点灯してもそのときに点灯してなければ、何ら意味がないという言い方はちょっとおかしいかも分かりませんが、そういう状況がありました。

それともう一つ、私はちょっとこの取り換えのときに見せていただいたときに、これは電気工事かどこの関係になるか分からないですけど、この取り換えには何か免許とか資格が必要なのか。

そのへん分かっていたら、そのことについてもお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

交換に関しましては、簡易なものに関しては職員でできるものもありますので、それに関しては町の方で対応してます。

ただ、構造上、なかなか町の職員、業者でないといけないという部分もございまして、それに関しては業者の方をお願いして対応してもらっているところでございます。

あと、予備に関しては、現在町の方で構えている状況はございません。先ほど言いましたように、今の状況でいくと、切れているという情報の中で、それに対応していつてるところが現状です。

先ほど言われましたように、平常時、その状況の中でそれがないと保てないということは当然のことだと思います。ただ、どうしても照明というのは昼間でなくて夜間でないと分からないという

ところがあって、それら全てを町の方で把握するというのは、基本的にはなかなか難しいというところがございます。

ですので、そういったところに関しては地区の方でも、やはり夜間のその避難路に関してどのようになっているか、夜間、自分たちが逃げられるのかどうなのかといったことを確認をしてもらって、その中でバッテリー交換が必要な個所があれば申し出ていただければ、それに関しては対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

600 ぐらいもあるわけですので、なかなか全部に目が届くわけではありませんが、今、お話がありましたように、簡易なやつは職員の方で対処しているということですので、そのことは今後も続けていっていただきたいと思います。

それでは、続きまして、カッコ 2 の方に移ります。これは高台移転への計画についてのアンケート調査について、質問を致します。

昨年の 9 月議会で、高台移転に関する町民意識の調査の必要性を要請したところ、11 月に、居住意向調査のためのアンケートが各戸に配布されました。

この調査票では、防災対策の一環として、高台移転に関連する質問事項が 3 問ありました。

1 つは、高台移転は実現までの年数等の課題がありますが、高台移転についてどのようにお考えですか。

2 つ目は、高台移転の推進に向けて、どのような取り組みが必要と考えますか。

3 つ目が、近い将来、町内の安全な高台に住宅地が整備された場合、引越したいと思いませんか。

そして最後に、高台移転等について、その他お気付きの点がありましたら記入ください、というものであります。

回答期限が令和 3 年 12 月 10 日までになっておりましたが、3 カ月が経過したこんにち、調査の結果は集計されたかどうか。

ということで、質問致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは中島議員の、居住意向調査アンケートの集計および高台移転の質問事項についてのお答え致します。

昨年の 11 月から 12 月までの回答期限で実施を致しましたアンケートにつきましては、住民の皆さまには大変お世話になりました。ありがとうございました。

集計結果については、令和 3 年 10 月末時点での世帯数 5,468 部に対し 2,510 部の回答があり、回答率は 45.9 パーセントでございます。9 年前に実施しました調査では 33.7 パーセントの回答率であり、今回の調査において関心の高さが伺えると思います。

地域別では、佐賀地域で 1,557 世帯中 619 部、率で 39.8 パーセントの回答、大方地域で 3,911

世帯中 1,829 部、率で 46.8 パーセントの回答となっております。

高台移転に関する質問事項としましては、3 つのご質問をさせていただきました。

1 つ目として、高台移転についてどのように考えているかについては、高台移転は費用の負担が掛かるため不安である、が最も多く、約 48 パーセントの方が回答され、それぞれの年代別でも一定数の回答がありました。

次に、高台移転の内容や条件が分からない、では約 42 パーセントの方が回答され、年代別でも同じく一定数の回答がありました。

ほかにも、住み慣れた所を離れなければならない、また、移転先となる高台の場所が分からない、などの回答が多くございました。

2 つ目として、高台移転の推進に向けてどのような取り組みが必要と考えるかについては、費用負担や事業期間など、高台移転の詳しい情報を住民に知らせる、が全体の 60 パーセント弱おられました。

次いで、行政主導で具体的な検討案を作る、となっております、20 歳代から両方とも 30 パーセント前後の回答となっております。

また、住民の意見を聞く場、説明会や勉強会の開催、住民を巻き込んだまちづくり協議会の立ち上げなどが上位を占めておりました。

3 つ目は、近い将来、町内の安全な高台に住宅地が整備された場合、引っ越したいと思いませんかについては、年齢が若いほど、すぐに自分の家を引っ越したい、の回答が多くあり、高齢になるほど、引っ越したり新たに家を建てたいとは思わない、の回答が多くなっております。

一方、20 歳代では、引っ越したり家族の家を建てたい気持ちはあるが、現実的に難しい、と回答した方が半数、約 53 パーセントを超えるなど、全回答者でも 3 割強、33 パーセントの回答となっております、現実には難しいとの考えとなっております。

このようなアンケート結果から、高台移転の内容や条件、高台移転先の場所など、情報提供をしながら丁寧な説明をする場、地区説明会や意見交換会などを行い、理解を得ていくことが求められていると考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

丁寧に報告をいただきまして、ありがとうございました。

これちょっと、質問が先あとなって、ちょっと質問しにくいところもあるわけですが。

今、課長が報告されたことにつきましては私たちは、この一般質問を私は 2 月 24 日に提出をしております、3 月 1 日の全員協議会で、今の課長答弁の報告がありました。

それで、これ私が考えていたことと、ちょっと町民の思う気持ちが一緒だなと思うことがありました。それは、そのことについて後先になりますけれども、質問をさせていただきます。

この高台移転のこの質問事項についてですけど、私はもう少し具体的な内容が必要ではなかったかと思っております。ある程度、町としての主体性を示し、計画設定がされた上での調査であれば、町民自らが期待感を持ち、率直な気持ちを示すことで、全体的な認識把握ができるんじゃないか。

例えば、町としては、おおむね 10 年後に宅地造成ができることを目標に取り組んでいるが、というふうな質問。そして、町民の意図することを知ることができるし、また、こんにちの社会情勢の

変化にかんがみ、できれば一戸当たりの土地の面積、価格設定など、町民が一番気になることを問うことで、これからの宅地造成計画に生かすことができる。あまりにも具体性に乏しい感じがしました。

結果としては、そのことが出ているわけですがけれども、今後そのあたりをどのように取り組んでいくのか。

もっと具体的な説明をお願い致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

次の質問にもかかわってくるんですけども、今、庁舎東側の宅地造成予定地についての基本設計業務を行っているところです。

地権者の方々には、昨年1月、2月にかけて一軒一軒回らせていただいて、こういう事業を進めていきたいので調査等の方向性をお願いしたいということで、ご了解を得て事業に入っているところです。

ただ、まだその説明会等もできていないような状況の中で、10年後、この事業を本当にやっていくというような拙速な考え方をアンケートの中に出すような状況じゃない、というような形で判断を致しました。

よって、内容について具体性がないということですがけれども、今後、このアンケートを基に住民説明会を開かせていただいて、また住民の方々の意見を聞いていきたいと思えます。

また、昨年行った住民説明会の中でも、面積のこととか、金額のこととか、そういうようなご質問もございましたけれども、それについても今の状況の中でもまだ、面積をどれぐらいにするか、戸数がどれぐらいできるか、ということまではできておりません。

よって、そのような質問についても、今回の中には入れるようなことにはなっておりませんでした。

具体性に乏しいということですがけれども、今後、このアンケートを基にその基本設計を作り上げていきまして、一つ一つ丁寧にですね、地権者の方々、住民の方々に説明をし、作り上げていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

ありがとうございました。

この質問事項について、今答弁いただいたわけですが。

現実的には、設計等に今年の予算で8,800万を組んで、後にありますけれども、進んでいるわけですので、私は確定的なことを望んでいるわけでないわけです。町民の皆さんの意識、意思、そういうことを把握してやっていかないと、ちょっとそこらあたりがずれがあるのではないかと、自分は思ったわけです。

課長の方からありましたように、今回のアンケートの中で、その住民の皆さんも費用負担や事業期間などの高台移転の詳しい情報提供を知りたいという方が結構おられるわけですね。これ、60パーセ

ントの方がそういう意識を持っているわけですので。今後、その丁寧な説明をしていくということで、そのことに期待をしておきます。

それと、一つ私が気になったのは、この高台移転で、最後の自分の意見を書くことがあるわけですね。思ったことを。その中で、基本的なこの考え方がですけども、今回のこの高台移転について自由意見ですか、それを書くことができるようになっていたわけですが。その集計によると、高台移転に基本的に賛成という方が21パーセント。これは取り方がいろいろあると思いますけど。高台移転に基本的に反対、現実ではない、とする意見も14パーセントあるわけですね。このあたり、なかなか考えられるところがあるわけです。

そこはまあ、課長が先にも言いましたように、地区のいろいろ説明会もできてない部分もあってこういう形になっているかとも思われますが、優しい説明をしていくということですので、ぜひこのあたりも一つのポイントとしてこの問題に解消していってもらいたいと思いますので、そのことをお願いしておきます。

それでは、次に移ります。

カッコ3の、入野、佐賀地区の宅地造成計画について質問を致します。

入野地区宅地造成計画として令和3年度に、基本計画の区域変更、測量、調査設計委託業務等を行うことで、計画することです。当初予算8,800万円を計上していたわけですが、順調に作業は進んでいるのかということで、質問致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、入野地区、佐賀地区の宅地造成計画の進捗（しんちよく）状況、および来年度に向けての取り組みについてのご質問にお答え致します。

入野地区宅地造成計画については、昨年10月7日付で、玉野総合コンサルタント株式会社と基本設計委託業務の契約を締結致しまして、業務を進めているところです。業務内容は、住民アンケート調査、基本計画の策定、都市計画素案、および基本設計の作成となっております。

住民アンケート調査は終了し、引き続き、基本計画等の業務を進めているところでございます。

国土交通省の方で行っていただいている平面測量および地質調査業務におきましては、現在、データを取りまとめ中です。

なお、本業務の履行期限は今年度末の3月31日までとなっておりますが、平面測量、地質調査に時間を要していることもあり、また、コロナ禍での地元説明会の開催も見通せないところから令和4年度へ繰り越しをさせていただき、来年度、できるだけ早期に業務を取りまとめたいと考えております。

なお、佐賀地区の宅地造成計画においては、今後、事前復興まちづくり計画の中で検討する予定で、現在のところ、お示しするところまで至っていないのが現状でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

ちょっと確認をさせていただきます。

この8,800万の当初予算を計上したときに、その後、8月の31日のこの全員協議会ですかね、そ

のときに私たちに、このこの高規格道路入野地区宅地造成計画についての工程表、これはあくまでも予定ですので、変更もあり得ることなんです。これを頂いて、私どもも相当期待をして、3月までにはある程度見えていくかなあというふうに思っておりました。

今の話で聞いていますと、これ、どちらに原因があるかはそのことは別として、国土交通省さんと黒潮町の話し合いの中でお互いがタイミング良く進めていかないかんわけですので、そのへんのことも分かるわけですが。

これ、そしたら今の段階でできているというのは、できているうか終わってるというのもアンケート調査だけですか。この部分ですすね、ある程度進捗（しんちやく）していると思いますが、この項目は、どのへんまでいっているのか。

そのことが分かれば教えてください。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

業務の進捗（しんちやく）状況でございますけれども、自分も答弁致しましたアンケート調査の集計等、終わりました。

現在、コンサルの方と基本設計の業務、この地域内においてどのような宅地造成事業が進められるか。例えば、道の線形とか、間にどれぐらいの土地利用ができるか、そういう図面を作成中でございます。

それができましたら、水の問題ですね。やはり、高台を埋めるようになりますので、水の問題がかなり住民の方々が心配されている面もございます、そういう計画も作った上で説明会に入ると。そういうところが今現在進行中で、少し、今議員が言われたように遅れているような状況です。

ただ、昨年、この基本計画と測量、地質調査、詳細設計の業務を予算計上させてもらっていたんですけども、やはり初めての取り組む事業でございます、なかなか自分たちの中でも、それをまとめて進めていくところが難しい面もございます。そういう中で、少し遅れていますけれども、そういうところは業者の方と、あと国土交通省の方と連携をしながら、今後進めてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

担当課の方では、相当苦勞をしていると思います。

このように机上で質問することは割と簡単なわけですけども、いろいろな予測しない事件とか事とか起きてきますので、その対応とか骨の折れることばかりかも分かりません。また、この事業を進めるには、地権者、地域の住民の方々を説得さす、この事業を知っていただく、信頼度を高める。そういう部分の間接的なこともありますので、課長を筆頭としてなかなか予測しないことも起きるかもしれませんけれども、また反面、町民の皆さんもこの事業には大変大きな期待もしておりますので、今後見守っていきたいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

それでは、続きまして、佐賀地区の造成計画について問います。

町長は、地域住民の安全確保等、生活●バランスの取れたソフト、ハード面の政策として、安全

な住宅地の形成等に取り組み、国、県との協議の上、今年度中に高知県事前復興まちづくり計画策定指針がまとまりますので、それを参考にして、佐賀地区の事前復興まちづくり計画を作成するというものでありましたが、もう少し具体的な説明と、来年度へ向けての取り組みを問います。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 41分

再 開 9時 43分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（松本敏郎君）

では、中島議員の、防災対策のカッコ3番目、入野、佐賀地区の宅地造成計画の進捗（しんちょく）と来年度に向けた取り組みを問う、ということの質問に対する再質問にお答えをしていきたいと思えます。

入野の宅地造成については、課長の方から詳しく申し上げましたけれど、佐賀地域の状況については極めて短く答弁しましたので、私の方で捕捉してご説明をさせていただきたいと思えます。

佐賀地域の区長さんから要望書も昨年春に頂きまして、その後、町でも検討してきて、どういう方向がいいかと考えてきましたけれど、今までの議会でも答弁させてもらいましたとおり、現在、高知県の方で、事前復興まちづくり計画の指針を策定しております。今月中に最終的な会が予定されておまして、年度内にその県の方針が決まってきます。

その方針を参考にしながら、黒潮町と致しましては、佐賀地域において事前復興まちづくり計画の策定の取り組みを進めてまいりたいと思っております。今すぐ、具体的な高台移転の計画ではなくて、これはもし南海トラフ巨大地震、LⅡのレベルになると思えますけれど、そういう災害が起こったときに佐賀の町をどういうふう復興するか、という視点での計画づくりでございます。

そういう計画を作る中で、例えば、今までも質問いただきました支所の位置とか、それから診療所のこと、さまざまな課題をその計画の中で位置付けていきたいと考えております。

まずは、住民の皆さまと話し合いをしっかりとしながら、事前復興まちづくり計画を進める中で、将来の佐賀の町のあるべき姿を描きながら進めてまいりたいと思えます。

幸いに、平成13年3月、旧佐賀町で佐賀町都市計画マスタープランというのを策定しておりますので、それが新町の協定の中でも継続して運用するというふう決められておりますので、そのマスタープランはその中でも非常に参考になるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

ちょっと確認をさせていただきます。

この、佐賀地区のこの復興まちづくり計画策定については、佐賀地区の全体をこう見た、視野を見ての計画になるわけですけども。この中には当然、この高台移転の問題だけではないということは分かりますけれども、そこも一つのポイントとして入るという理屈ですよ。確認ですけど。

それはなぜかというと、町民の方は結構、その高台移転というポイントに目が向いている部分がありますので、全体的な部分でその中に入るという理屈は分かりますけれども、もうちょっとそこらあたり。

それから、先日の矢野議員の答弁の中で、この計画に3年ぐらいかかるというような答弁があったと思います。その3年かかることは致し方ないとしても、その間にいろいろと事務的というか、いろいろな行政がやらなければならない作業が、直接的なものと同接的なものとあると思うわけですね。やはりそういうものを一つ一つ積み上げていった形で、3年目にできたときにスピード感が持ったこの計画ができるのではないかと、そういうふうに思うわけですね。

ある部分、まだこの計画に3年かかるのか、というような意識を持たれる方も現実におられます。やはりそのへんをですね、先にもありましたけど、優しい説明責任を持って町民に情報提供をしていただきたい。

そのことをお願いしたいわけですけど。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、中島議員の再質問に答えていきたいと思ひます。

この事前復興まちづくり計画、これは実は今、全国でどの自治体でも大きな話題になっております。ただ、具体的に国の制度として、これを強く後押しする制度というのは、私は今できてない状況だと思っております。

そういう中で、この事業、計画を作った後の事業の推進については細かく言えない状況でございます。と申しますのは、やはり財政的な裏付けがこの事業に対してあるのかなのかということ、今の国の制度、県の制度では、私は十分なものはないと思っております。

ただ、ないから何もしないのではなくて、ただ町としては将来の、国からこういう厳しい想定を突き付けられている町としては、その想定どおりの被害が来れば復興しなければならないので、そういうときにどういう形が望ましいかという計画は、作るのはやらなければならない。そして、それは無駄にならない作業だと思っております。

実際、東日本大震災の復興状況を見ますと、この県の策定指針の中にも少し触れてきてますが、事前に復興計画を作ると、10年かかるものが2年ぐらい短くできるんじゃないかと、8年ぐらいでできるんじゃないかというふうなこともいわれています。だから、3年で作る事前復興まちづくり計画、作ったらすぐそれができるというものではないと思っております、あくまでも、もし被災したらどうするかという視点で作る計画でございます。

ただ、それについても3年ぐらい住民の方と話し合いながら、ボトムアップ形式でやるしかないと思っております。そういうことをすると、1年目は協議して、2年目で計画を大まかに仕上げている。3年目ぐらいでは、やはりそれを住民の方と共有していく作業が必要ではないかと思っております。そういう計画を作る中で、さまざまな課題が佐賀地域にも、まあ黒潮町全体にあるわけでございますけれども、産業の部分、あるいは公共施設の部分。そして、議員おっしゃられた安全な住宅地のさまざまな課題が出るわけでございますけど、その中から、最も優先度が高くて、そして財政的に対応できる制度を一つ一つ積み上げていく方法を考えなければなりませんので、計画を作ったからすぐ高台移転が済むとかいうふうなご理解は、ちょっとしないようお願いしたいと思っております。

ます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ちょっと私の質問がまずかったかも分かりませんが、改革できたからすぐ高台移転という理屈は、毛頭思うておりませんので。

今回、この委託業務に463万7,000円の予算計上をしていただいておりますので、ぜひ、地域の人も期待をしておりますので、今後、このまちづくり構想に鋭意努力していただきたいということをお願いしておきます。

それでは、続きまして大きい方の2、佐賀地区上灘山の残土処理場等について質問を致します。

高規格道路片坂バイパスや窪川佐賀道路の建設による残土処理場として、平成23年度に国土交通省と黒潮が覚書を結び、発生土の搬入が十数年間にわたり行われてきました。2月に入って現地へ出向いてみると、ようやく完成に近づいているようです。

当初の計画では、この土砂搬入量は約53万立米、用地造成面積は約1万8,300平方メートルということでありましたが、最終的にはどれぐらいの数量になったのか。

そのことについて問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ1の、佐賀地区上灘山の残土処理場についてお答えを致します。

当残土処理場につきましては、平成23年度から片坂バイパスおよび窪川佐賀道路事業に伴います、発生土砂の残土処理場として活用してまいりました。

最終的な土砂搬入量につきましては、約52万8,000立方メートルとなり、完成形での平場の面積は、約1万8,100平方メートルでございます。

また、議員より完成後の土地利用についてご質問がございましたが、現時点では具体的な土地利用計画は決定をしておりませんが、今後、上灘山付近も含めた佐賀地域の事前復興まちづくり計画の中で、慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

完成後の土地利用についてちょっと質問をしようと思いましたが、復興まちづくり計画の中で検討していくという、今、答弁がありました。

私はですね、以前、これ行政の方からもちょっとあったがですけど、今後想定される南海トラフ地震等に備えての、災害用の廃棄物などの仮置き場としての利用等の話も出ていたように思います。そういう計画はどうなっているかということを知りたかったわけですけども、そのことはさて置きました。

もう一つ、考えておかなければならないのは、この10年以上にわたりまして周辺地域の協力をいただきまして、この残土処理場は完成したわけですね。特に熊井地区から残土処理場までには、残

土搬入のための工事用道路も整備されてきました。この間、当然地域の方々には迷惑を掛けてきたわけですが、やはりこの土地利用についても、住民の意見や要望を聞き、地域発展につながることも考えなければならないと思うわけです。

また、下方、下側ですね。下にですね、西南大規模公園。これ佐賀地区の多目的グラウンド周辺が今現在、県の方で指定区域の見直しも検討されています。この機会に、周辺全体を一体化した計画が望まれると思いますが、町としての構想は持たれていないかという質問をしたかったわけですが、今回のまちづくり構想の中で考えていきたいということでございますが。

やはり、今の町長のその策定計画を聞くとですね、相当な時間がかかるわけですね。そういうこともあったわけですが。そしたら、この間の、立派な価値のある町有財産ができたわけですので、今、課長からもありましたように、ほんとに計画どおりの造成面積が確保されました。やはりその管理上のこと等について、私は心配をしたわけですが。

この際に、今のその造成面積1万8,100平方キロメートルの土地をですね、しっかりした形で私有地等の境界決定等も今しておく必要があると思うわけです。これは、国土交通省さんが実施するのか、町が実施するのか、その点は分かりません。

また、今回、この工事が完了すれば、熊井地区から残土処理場までのこの工事用道路、これは一般の私どもが利用できるのか。

そして、この道路については相当路面に傷みが生じておりますので、そういうものの補修工事はいつごろに大体やる予定なのか。

そのあたりのことについて、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは中島議員の再質問にお答えを致します。

中島議員からは、以前もここの跡地利用についてご質問もいただきました。その際もお答えしたと思いますけど。

今、議員おっしゃられたように、南海トラフ地震が来たときの、そういう瓦礫の廃棄物の処理場、あるいはまた、太陽光発電というものも考えられますという答弁も当時したと思いますけど。それからまた、地域でいろいろ残土処理場を整備するのにいろんな方にご協力いただいておりますので、その点も含めてというようなご意見もいただいております。

今後ですね、そのまちづくり計画の中では検討はしてまいりますけど、ただ、現在出来上がった段階でも、土地の埋め立て完了後の地盤の状況とか、あるいは、またインフラの状況ですね。一つで言えば、水道があこにはがないんですね。そういうこともありますので、あるいはまたあこでの立地条件等加味して、いろんなご意見をいただいた上で決定をするのが妥当ではないかというふうに、現在考えてはおります。

いずれにしても、また今後のまちづくり計画の中で、上灘山、また土佐西南大規模公園の見直し区域にも出てきますので、その付近で対応していきたいと考えております。

それから、もう一つご質問がありました工事用道路の件でございます。

この工事用道路につきましても、長年の工事用道路として、10トンダンプが何台となく毎日走っております。かなり道路部分も痛んでおりますので、今後、今年度であこへの搬入が終わります

ので、国土交通省と現地調査を致します。その中で、舗装とか排水路とか、のり面等もあると思いますので、その付近の修繕計画を双方で確認した上で、国土交通省の方に実施をしていただきます。ですから、4年度中にできるのか、費用によってはまた5度中になるのかは分かりませんが、それができましたら町道に移管をしていただきまして、山林の利用者とか、また、ここの上灘山へ行く方にご利用していただきたいと思っております。

ちなみに、この工事中の道路ですけど、熊井から上灘山まであります。距離にしまして2,780メートルございましたので、ここ間の修繕となりますと相当、ちょっと費用も掛かるかと思っておりますけど、その付近は国土交通省と今後、先ほど言いましたように現地協議を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。

私的なこととなりますけど、森田建設課長は、この残土処理場を計画からこんにちまで十数年間携わってきて、ようやく完成をしたわけです。これ、大事にしていけないかというのは、この10年間のこの工事をやった経過が一番知っているのは森田課長だと思います。やはり、そういうことを大事にさせていただいて、これからの住民等のいろいろな課題、問題が出てくるかと思いますが、そういう部分でもその経験を生かして、行政のためにひとつ一翼担っていただければと思っておりますので、今後ともよろしく願いをしておきます。

それでは、カッコ2の方に移ります。

これは以前にも質問したことがありますが、この周辺に、合併前の佐賀町塵埃処理施設が残存しています。

当時、この撤去作業にはダイオキシンの処理をしなければならないことから多大な経費が必要とされることもあってか、その後に撤去することもなく無残な姿となっております。

建設から35年程度が経過していると思われませんが、この際、残土処理場の完成と併せて、周辺環境整備を図るためにも、早急に施設の撤去工事を行うべきではないかということです。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは中島議員の一般質問カッコ2、旧塵埃焼却処理施設の撤去についてお答えを致します。

昨年の12月議会定例会での中島議員のご質問の答弁と重複する部分が多くなりますが、ご了承いただきたいと思います。

本焼却処理施設ですが、昭和62年に建設をされておりまして、幡多クリーンセンターでの広域処理が平成14年12月に開始されるまでの間、稼働をしておりました。

この施設の解体撤去につきましては、平成22年度の委託業務にて、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき検討を行っておりまして、施工方法としましては、湿式除去工法で検討をされております。この工法ですが、対象物を湿潤状態にした上で、高圧水にて付着物を除去する方法ですが、作業で発生する水や解体廃材の処理など、関係法令に基づく適正

な処理が必要となってきます。

施工に要する経費につきまして、当時の資料を確認しますと、概算工事費として約1,600万円となっております。当時の資料につきまして相当年数がたっておりますことから、現在、設計の時点修正や照査などを行っております、現地も確認をしております。

時点修正としましては、人件費等の単価アップや消費税の増税、また、施設の構造、利用用途から考えまして、ダイオキシン類のばく露対策に加えて、アスベスト等の飛散防止の処理も必要ではないかというふうに考えております。このため、当時の概算工事と比較をしまして3割ほど施工費用が増加することが見込まれておりまして、2,000万以上になると想定をしているところです。

一方、施設の解体、撤去に関する補助制度や財政支援制度はありません。撤去に要する経費は、一般財源での対応となってしまいます。これは、解体工事のみを行う場合は、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから、補助金や交付金の対象とすることはできないとされているものです。

このため、建設課長の答弁でもありましたように、来年度以降予定されております佐賀地域での事前復興まちづくり計画の中で、周辺区域を含めた土地利用の検討を行い、土地利用計画に基づいた撤去として、補助金、交付金など、財政支援措置を受けて実施ができるよう、検討、作業を進めることとしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

課長の方から経過が説明されたわけですが。

私もこの撤去について2回か3回、そして、山崎議員も2回程度、一般質問してると思います。そういうふうに、私ども非常に興味を持っているわけですね。ほんじゃけん、この経過はもう十分、同じように聞いてますので分かっております。

今回出てきたのは、当時、撤去に1,600万の経費が必要というものが、今回修正、いろんなことがあって2,000万程度必要になった。そのことはそのこととして、まあ分かりました。

ただですね、これよく考えないかんの、今、皆さんの手元にこれ、写真が行ってると思いますが。課長は現地を確認したということで。

町長、ここへ行ったことはありますか。

（町長から「はい」との発言あり）

ありがとうございます。

これ見て、どう思います。今の話の中で、この初めはダイオキシンの問題で、お金が結構掛かるというから後回しということになったわけですね、ここは。

以前、当初合併したときには、昔の役場の前の線路際の方に、大方町の教育委員会か何かおった施設があって。あれ教育委員会おったと思いますけど、これ私の記憶が間違ってるかも分かりません。あそこはですね、アスベスト、石綿で塗装しているということで。あそこ、すぐやったんですよ。同じような問題だったけれども、あそこはまあ民家とかそういうことがあるから取り壊さないかんと。ということで。まあ、それは良しとしなければなりません。それがですね、もう10数年がたって、まだこんな状態。これ見てください、これ、無残なもんですよ。今、課長が言いましたように、ダ

イオキシとか何とか、そういうことの規制のことを考えても、これももう雨風に風化して、どこへ飛んじゅうやら何しゅうやら。この環境汚染になってるのがもう事実ですよ、この状態見たら。

よく考えてもらいたいのは、私はこの際に、隣にあのように残土処理場が整備されて、本当に環境整備もされた分ができました。そのすぐ隣には、この施設が残っております。この間見に行ったら、早から、その周辺には粗大ごみが捨てられておりますよ。これはやっぱりこの環境整備というか、そういう美化的なことがされてないから、そういう状況になると思うわけですね。だから、その撤去にお金が掛かるかということも、そら分かります。十分分かります。けれども、この施設を十数年使ってきて、それのこの施設の貢献度というのがあるわけですので。それで今さら、補助金がないから財源的にとか、そういう理屈はちょっと立ちにくい部分もあると思います。

それからもう一つ、これ大事にしなければならぬのは、町はよく環境保全のことを周知徹底するために放送で流しているわけですが、それから、老朽化の住宅の指導も行っております。これ、町民に対してそういう指導しているのに、ほんとに町がですね、自分の足元にこういう問題があるのに、その問題を解消せんずつですね、町民にそういうことを訴えても、私はちょっとおかしいというか、アンバランスになってくるのではないかという思いがするわけです。やはり町は、自分が自然環境のために問題抱えてることは早く撤去して、住民にそのことを見せて、住民の信頼度を高めて、そういう方向性を見いだしていかないとですね、いつまでも同じように質問して、大体似たような答弁をいただいて、それで終わって。

まあ今回、まちづくり事業のこの事業策定の中で、補助金等があればそれで取り壊したいという話でございますけれど、多分これでいきよったら、また5年ぐらいはかかるなという形になると思うんですよ。お金がないから、お金が要るからという理屈も分かりますけれども、そういう切羽詰まった問題があるということと。

それから、もう一つ僕は残念に思うのは、この中にも佐賀地区からの管理職の方がおられますが、多分、この議会が終われば管理職会ですかね、その会をやっていると思いますが。そのときにこの問題提起したら、そのことも課題として挙がるわけですね。そういうふうに、課長の中で環境保全の担当をやった方が多分おると思いますので、その方たちがどんなに思っているのか。もうちょっと佐賀の実態、佐賀の町民の気持ち、そういうところを含んで発言していただければですね、私たちも非常に助かるがですけども。私は一辺倒な質問しかできませんので、できればそういうあたりですね、経過とかいろんな部分をもうちょっときめ細かい検討していただいて、今後、そういう方向性を見いだしていただきたいということをお願い致しまして、次に移ります。

3の、高齢者等対策についてです。

高齢者免許証返納サポートについて。

当町でも、平成29年4月1日から、運転免許証返納支援制度が開始されました。運転に不安を持つ方の運転免許証の自主返納を推進し、交通事故を減少させるためにできたものです。

自主返納される方は、高齢や身体機能の低下などを利用し、有効期限内に取消申請を行った場合、中村警察署から運転経歴証明書が発行されます。この場合の発行手数料として1,100円が補助されるとともに、運転経歴証明書を提示することで、町内のハイヤーや土佐くろしお鉄道、高知西南交通などの交通運賃の割引を受けられます。

この支援制度の開始から5年が経過したところですが、この現状をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは中島議員の3の1番、高齢者の運転免許証返納制度の現状についてお答えをさせていただきます。

本町における運転免許返納者に対する補助金の交付につきましては、先ほど議員が申されたとおり、平成29年4月1日からスタートされております。それ以前にも、自主的に返納された方はおられたようですが、町の補助制度がスタートしたのが平成29年度からであります。本年3月で5年が経過しようとしております。

毎年30名程度の方がこの制度を利用され、本年の2月末までに169名の方が利用されており、返納された方のほとんどが、後からこの補助制度を利用されている状況であります。ちなみに参考までに、昨年度、令和2年度からスタートさせたサポカーに対する補助金につきましては、本年2月末現在で15名の方が利用をされております。

免許返納制度の補助の内容につきましては、中村警察署などの免許証の更新窓口において、これまで所持していた免許証と引き換えに、1,100円の手数料を払って運転経歴証明書という顔写真入りの証明書の発行手続きを行っていただきます。その後、2、3週間後に県の運転免許センターから証明書が自宅に届きますので、それを役場に持参していただいて、警察署で払った1,100円分の発行手数料と同額の補助金交付申請を行うものであります。

この運転経歴証明書は所持していた免許証と同じサイズであり、顔写真入りであることから、平成24年4月から、マイナンバーカードなどと同様に公的な身分証明書として生涯利用できるものになっております。

この免許返納制度は、その後の生活スタイルが大きく変わることから、本人の意思はもちろん、家族の方の理解と協力なしには進まない制度であります。以前の議会でも、免許返納後に要介護度が高くなる方がおられることが質問され、その後のアフターケアの必要性を再認識させられたところであります。

運転免許証を返納して運転経歴証明書を取得したことによるメリットにつきましては、先ほど議員も言われましたとおり、当然、交通事故の当事者にならない、特に加害者にならないことはもちろんですが、その後の移動手段を確保する必要があることから、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通機関の運賃が割引になったり、町内の飲食店等での優遇措置が受けられる制度があります。

しかしながら、制度がスタートした平成29年度から、この優遇措置はほとんど変わってはいないのが現状であります。今後、この優遇措置を拡充していくことにつきましては、他の市町村の状況も参考にしながら、少し時間を頂いて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

今、課長の方から最後の方に、近隣の市町村の優遇措置の状況を把握して検討していきたいというお話がありました。

これ、大切にしなければならないのは、この制度を作ったときに169名の方が今この制度を利用したということになっておりますが、多い少ないは別と致しまして私が一番心配したのは、これ近

隣を調べてみますと、四万十町は路線バス、コミュニティーバス、タクシーの利用券、これ年間6,000円から1万2,000円。土佐清水は、運転免許証を返納した65歳以上の方に対して、バス、タクシーチケット、年間6,000円の交付。それから四万十市は、公共交通を除く、これはうちと一緒にですけど店舗など。これ、50店舗が協力して、5パーセントから10パーセントの割引をしてるわけですね。

そして、今回の高知新聞の高知ワイド。これ、各種の議会のことも記載されているわけですけども。南国市がですね、市が運行する予約乗り合いタクシー等コミュニティーバス料金が半額にと。そういう形を取られているんです。これ、私どもの町は、この制度を平成29年4月1日から開始しましたけれども、この制度の中に還元措置、これが、私が申し上げたように公共交通の高知西南交通から、その運賃の割引。これはくろしお鉄道もですけど。そういう部分であって、町自らこのことにかかわる、支出をする、財源措置をするという部分がないわけです。これではですね、ちょっと新たなことを考えていく必要があるのではないかと思ったわけです。

やっぱり本町もですね、課長も今後検討してくれると思いますけど、路線バスやスクールバス利用における支援策を取れるか取れないか別として、ぜひそういうあたりのことも検討してもらいたい。この制度を作ってそのままに置くのではなしに、やはり近隣の市町村、これやっぱり改正しております。そういうことも見込んでですね、やはり行政が主体性のある、そういう部分を担う。そういう制度にしていきたいと思いますので、そのことをお願いしておきます。

それでは、続きましてカッコ2の方に移ります。高齢者見守り対策機器等導入支援についてです。

高知県は、認知症の人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するために、GPS 端末機等、これは位置情報を知ることですね。検索することができるものを導入し活用することにより、安全確保に取り組むこと等、介護者の負担軽減を図り安心して介護できる環境づくりに取り組む事業として、高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金が令和3年6月15日付で制定をされています。

県下においては、高齢者自身が異常を知らせる緊急通報装置を28市町村が行い、そして、異常を感知するセンサーなどの見守りシステムを10市町村が導入をされているようです。

超高齢化社会を迎え、日常対策が大きな課題となっているこんにち、県の方ではこのICT、情報革新技術の活用により市町村との連携の上、幅広く支援をしていくとのことでありますが、この事業への対応をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは中島議員の、高齢者見守り対策機器等導入支援事業についてのご質問にお答え致します。

高齢化が進展するとともに、認知症または認知症の疑いがある方が増加をしており、認知機能の低下によって、一人で自宅から出てしまったり、外出先で自身の行き先が分からなくなり行方不明になる方が多くなっております。

全国の認知症高齢者の数は、令和2年に約600万人、令和7年には約700万人と推計をされており、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。

国としましても、令和元年に認知症施策推進大綱を作成をし、その計画の下、さまざまな取り組みをしてきております。

県としましても、令和7年の認知症高齢者数を4万5,652人と推計をしております、令和17

年度までは増加を続けると見込んでおります。

このことを踏まえ、今年度から3年間の高知県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画の中に、総合的な認知症施策の推進、高知県認知症施策推進計画を盛り込み、取り組みをしているところでございます。

議員ご質問の高齢者見守り対策機器等導入支援事業とは、この高知県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画の中に位置付けをした、高知県認知症施策推進計画の中の新たな認知症施策の一つとして、県が導入をしたものとなっております。

現在の社会背景や今後の人口構造を見ましても、認知機能の低下によって一人で自宅から出てしまったり、外出先で自身の行き先が分からなくなり行方不明になる恐れのある方の増加が見込まれますので、GPS等端末機を活用するなど、安全確保に取り組むことも必要かと思われま。

本事業は、県が年度の途中である、先ほども議員言っていただきましたけれども、令和3年6月15日に制度化したものでございます。認知機能の低下によって、一人で自宅から出てしまったり、外出先で自身の行き先が分からなくなり行方不明になる恐れのある方に対し、GPS 端末機を導入し活用するなど安全確保に取り組むとともに、介助者の負担を軽減し、安心して介護ができる環境づくりの一助になるよう、制度設計をしたものとなっております。

導入時には、導入する機器にもよりますが、初期登録に要する経費、専用端末機の導入に要する経費、その他導入初期に要する経費等々、さまざまに費用が掛かることとなります。また、利用開始となれば、その後の通信料等も必要となってまいります。県の補助事業は、この初期費用に対し補助を行うものでございます。

県は、この補助事業が施行されて以降に、各市町村を訪問し説明を行っております。本町も説明を受けた経過がございますが、町としまして、年度途中での事業実施には至っておりません。住民の皆さまのニーズにつきましては、介護支援専門員等を通じ一部確認はしておりますが、現段階での制度設計には至っておりません。

従いまして、町としまして本事業に係る取り組みは今現在ございませんが、次年度にニーズの確認を行うとともに、令和5年度事業への事業計画協議の一つとして考えていく予定でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

ありがとうございました。

全体的話はいいいわけですけど、最後の方ですね、この事業が年度途中のためであったので、その制度設計いいですか、この要綱等の策定がされていないというような説明があったわけですが。

これ、今、課長も言いましたように、県の方からはそういう説明があったと思うし、これ、去年の6月15日に要綱の制定がされているわけですけども、もうちょっとこのへんをですよね。この情報というのは、6月前に多分来てると思うがですね。この予定的なものが。そのへんをやっぱり察知して、この事業に、いろいろなものに取り組んでもらわんと。

今、課長はですね、令和5年度からこれをはめていきたいというようなお話がありましたけれども、これ、今も県の要綱を見たらですね、これ6月15日になっておりますけれども、今年の3月31日に一回切るがですね。この要綱は、切って、新しいものに転換すると思うがですけども。そ

の転換するというのが、各市町村がもっとこれを活用されやすいような形とか、入れるために、一年一年、ちょっとあれですけども。そういうことを、私は踏んでると理解をしているわけです。

やはり、この福祉等はいろんなこの補助関係のことがあるわけですけども、もうちょっと早くそういうことを察知していただいて。今、課長が言いましたように、それは分かります。補助対象が初期的なものだけになっちゃう。後のことは自分の負担が要るとか、そういうことは別として、要綱が私たちの町に全部マッチすることはないわけですので。住民にとって良いことであれば、その要綱を黒潮独自の制定してですね、それを運用していく。これ制定しておれば、町の補助金がなくても、これ県から2分の1の補助金があるわけですね。そして、この事業は個人じゃなんいですよ。事業主体が市町村ながですよ。そのへんも十分捉えて、今後、取り組んでもらいたい。そのことを、ひとつお願いをしておきます。

だから、令和4年でなしに令和5年という考え方は、ちょっと私はおかしいと思うんですね。これ、せめて今年の6月補正あたりに。町がですね、補助金を支出するのができなかつたら、なんちゃあ県からの2分の1というのは補助だけでも構いません。そして、普通の予算の在り方というのは、県から2分の1の補助金を頂けば、一般的に市町村が2分の1、そして自己負担が2分の1というのが、大体そういう形を採られていると思いますけれど。そこまでできんのであればですね、せめて県の2分の1の補助金を受け入れる体制というのは、ぜひ取り組んでもらいたいと思いますが。

再度、そのことについてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

本事業の周知として、県の方が説明にみえたのが、令和3年10月29日のことでございます。

その時点で、ニーズの確認もできていない中、また、予算もない状態で事業を行うこと自体できませんでしたので、その時点での困っている方がいないかどうかの確認をさせていただきました。

まずは、介護支援専門員への聞き取りを行っております。町内の介護支援専門員に確認を取りましたが、すぐに希望をしたいという方はおりませんでした。また、情報防災課の方に、消防団への捜索依頼があった方も確認を致しましたが、例年とさほど変わりがない旨、確認をしております。

介護支援専門員に聞き取りを行う中での意見として挙がってきたことは、やはり先ほど私の方の答弁をさせていただきました、端末をどうやってご本人に所持してもらうのかとか、靴に入れるのか。それも、いつも履いている靴でなくても、その靴を履いてくれるのかどうか。それから、GPS機能のある携帯を渡して、それを持ち歩くことができるのかどうか等々、いろいろな意見をいただいております。

これまでも町としましては、民生児童委員の皆さまやあったかふれあいセンター、社協などとの連携や、民間事業者との協定等によりまして、日常の業務や役割の中で身近な方々が高齢者の見守りを行ってきた経過がございます。高齢者見守り対策機器等導入支援事業につきましては、ご本人がGPS端末を所持していないと効力を発揮できないものとなっております。あくまでも高齢者の見守り対策の手段の一つとして捉えまして、どういう制度設計にするのがより効果的なのか等を慎重に協議をしまして、県内の先進事例も参考に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

また、県の方ですけれども、今年度制度化した事業につきましては、やはり年度途中ということもありましたので、現在、高知県内での確認をしましたところ、現在の実績はゼロというふうになっております。ほかの市町村も、ちょっと慎重に検討をしている部分かというふうに思われます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

詳しく説明していただきまして。私が机上で言うわけですので、なかなかそこらへん、あると思いますけど。

ただ、大事にしてもらいたいのは、対象者がいないからこの要綱を設定しないという理屈でなしに、その対象者はいつでもできるやら分からんわけですね。それ要綱を作っておれば、そこですぐ救えるわけですので。それは若干、私の見解とは違うと思うわけです。

対象者がいるから作るというのがやなしに、福祉なんかは、せっかく県が作ってくれたこういう支援制度を活用するためには、先持って作っておれば利用できるわけですので。いつでもできるか、いつどうなるかということは別としてですよ。だからこれが、先にも言いましたように個人で申請できるものであればいいがですけれども、これは町が事業主体ですので町が動かんとできないわけですので、その点をひとつお酌みいただいて、今後のこの事業の推進をお願いしておきます。

それでは、最後に4番の、地域集落の維持活動について質問を致します。

地域集落の維持、活性化のために行うコミュニティ活動等の取り組みについては、町から地域維持活性化交付金要綱に基づき、毎年、各集落に補助金が交付されています。

この補助金の算定方法は、平成18年度の合併時には、佐賀町、大方町において算定方法が異なっていました。平成20年度に統一をされたものと記憶をしています。

このときには、1地区当たり3万円を基礎額をベースとして、人口割、面積割、僻地割、防犯等維持費、高齢化率などを合算したもので算出をされていたと思われま。

各集落では、主にこの補助金を維持活動費として、各家庭から徴収された負担金と合わせて、1年間の運営活動が行われているところです。

先ほども申し上げたとおり、平成20年度から15年が経過してるこんにち、業務報告書を参考に調べてみますと、平成21年度、これは平成20年3月31日現在において、全体61集落に1,218万3,109円の補助金の支払いがされていますが、令和2年度の補助金額は969万3,949円となっており、約250万円の減額となり、減少率は22パーセントにもなっています。集落によれば、半額になっているところもあるようです。これは、少子高齢化などによる社会構造の変化によるところが大きく、合併当時の平成18年4月の人口は1万3,851人から、令和3年4月では1万797人まで減少していることが、原因の一つにもなっています。

このために、小規模集落では高齢化や担い手不足が進み、地域の水路や道路などの維持管理が困難な状況になっていることから、どうしても各家庭の年会費は上昇傾向にあるとお聞きをしています。

この機会に、社会構造の変化を考慮し補助金の算定方法を見直し、増額を図るべきと思うところですが、このことについて問います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、地域維持活性化交付金要綱見直しの必要性についてのご質問にお答え致します。

まず、地域維持活性化交付金の経緯について、合併協定項目において、旧佐賀町の各地区単位で組織していた納税貯蓄組合への報奨制度を廃止、新たな交付金制度を創設し、4年後に見直しを図るとしており、この間は、大方地域には制度を適用しないものとしておりました。

合併後の平成18年度に、当時は地域維持活性化特別交付金交付規程として制定し、当該協定に基づき、3年間は佐賀地域のみに交付されていたものです。

現在の交付要綱は、合併後4年目となる平成21年度から適用されており、旧大方地域も含め町内全地区に交付を行うようになっております。

この要綱による交付額算定項目には、先ほど中島議員も説明していただきましたが、旧規定から引き継いだ、基礎額、人口割額、僻地割額などの基盤となる経費に、新たに、地区の面積割や防犯灯維持費を加えております。変動する項目として高齢化率を加え、また、健康増進に伴う地区の協力を促す上での、健康診断受件数および受診率による交付項目も追加算入されております。

さらに、税ですね。町の4税の項目は、完納件数に対しての交付であったものを、口座振替による完納件数に改め、地区の協力と納税の効率化を促すものとなっております。

議員指摘のように、社会情勢の変化により地区の人口減少、高齢化などにより、特に小集落では今まで行ってきた維持活動がだんだんとできなくなっていることは理解しており、本町にとって大きな課題の一つと考えております。

この地域維持活性化交付金の趣旨からも、地域の維持活性化につながる項目や方策を考え、その効果も含めて、その内容について次年度以降の町の事業計画協議において検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

次年度以降に検討していきたい、ということでありましたが。

やはり、この交付金の中身見てみましたら、この人口割なんかがあるんですけど、これ人口が減ったら、まあ当然減るわけですね。ほいたら地域によれば、人口が減ったら困るわけですね。お金も減るし人も少のうなって、その維持活動できないわけですので、これ反比例するわけですね。

そのへんをですね、なかなか行政の方はこういう算定方法を決めるのは難しいところがあるかも分かりませんが、ぜひそのことは頭に置いてもらう。来年度以降に検討するというので、この1年向こうの当初予算ではそのことが含まれ、新しい制度ができていることを期待しておきますので、その努力をお願いしておきます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩します。

休憩 10時 41分

再開 10時 55分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

それでは、一般質問を行います。

まず1点目、集落实態調査についてでありますけれども。

県は、この中山間地域の実態を把握し、新たな中山間対策を講じていくということを目的に、本年度、10年ぶりに50世帯未満の小規模集落实態調査を県下で行っております。そこで、町内の調査の実施状況のことについて質問を致します。

まず1点目、県が実施をした小規模集落实態調査で、町内での調査集落数、調査方法、また、昨年3月議会での私の一般質問で、この50世帯未満の集落調査に合わせて、町内での中山間地域と思われる50世帯以上の集落調査も行うことが必要ではないかという質問を致しました。

それも含めまして、状況等をお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、県の実施した集落实態調査の状況につきましてお答えを致します。

高知県集落实態調査は、地域の実情や住民の住民意識の変化の把握、これまでの中山間対策の検証と新たな課題やニーズの抽出、それらに対応するための新たな施策づくりを目的としまして、中山間地域の50世帯未満の集落を対象として地区区長等の集落代表者の方に聞き取り調査を行ったものでございます。ご質問の調査集落数につきましては、黒潮町では26地区となっております。

次に、調査方法につきましては、調査票を集落代表者の方に事前に配布し、調査票に記入してもらった後、提出をしていただき、その後、高知県から委託を受けた調査員が地区へ訪問し、事前に記入をしていただきました調査票を基に、集落代表者の方に対し聞き取りをさせていただいております。

この訪問調査の際には、町職員も調査対象地区の全てに同席をさせていただきました。なお、鈴地区、御坊畑地区の2地区につきましては、聞き取り調査のほか地区内の18歳以上の方を対象としたアンケート調査も実施しております。

次に、今回の県の調査対象とならなかった50世帯以上の中山間地域につきましては、町独自の取り組みと致しまして、3月下旬から4月中をめどに県と同様の聞き取り調査を行い、今後の中山間地域の取り組みに生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

町内26地区と、それから50世帯以上のがについては、今後というようなことだったと思います。

そこで一つ、今、答弁をいただいた中で、鈴地区と御坊畑地区は18歳以上でしたかね、の、方のアンケート調査も実施したということでしたけれど、この2地区だけ調査をやったということは、どういう状況から実施をされたのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

この住民アンケートの2地区ということでございますけれども、これは県の方から、ある一定絞った、抽出した調査地区を選定してほしいという要望がございまして。黒潮町の方からは、海、それから山というような形で2地区を選ばせていただきまして、それが鈴と御坊畑ということになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

はい、分かりました。

私も中山間対策のことについては、何回かご質問をさせていただきました。その中で、広くどうか住民の意見を聞いていくことが必要じゃないかということも申し上げてきました。まあ、抽出であったとしても、その調査の結果等を今後分析をして対策につなげていただければ、本当にいいかなというふうに感じましたので、感想ですけれども述べさせていただきます。

次に、この調査の結果でありますけれども、県知事とか、あるいは新聞等報道で見ますと、中間的な報告をまとめておるともお聞きを致します。

そういうことで、黒潮町の方に報告があるのか、ないのか。

なければ、同行もされたということでもありますので、感想と申しますか、同行したときの各地区の状況等をポイント的にもしお答えができれば、お願いをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、現時点での調査結果につきましてお答えを致します。

高知県からは1月に調査が完了し、現在は集計内容の精査と最終報告書の取りまとめを行っているとあり、最終報告書は3月末をめどにホームページへ掲載、4月には市町村別の詳細データを共有、さらには、市町村訪問も予定しているとお聞きしております。

現在、県の中山間総合対策本部会議におきまして報告されました調査の概要が、町には届いております。これは、令和4年2月時点での速報値でございます、県全体の集計となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

詳細については、今後だろうというふうに思います。

ただ、その中で、先ほど申しましたように、同行もされております。町内の内容についてポイント的でもよろしいんですけども、どんなふうの実態を、把握とまではいけませんでしょうけども感じてきたのか。何かポイント的にあればお聞きをしたいんですけども。

すいませんけれども、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

まず、訪問させていただいてということですけども、以前、高知新聞の方で、その結果が少し出ておりました。そこに書かれていたようにですね、一緒に同行して同じ話を聞いております。大体同じようなことにはなりますけれども。まず、今後の集落活動の維持につきまして、10年後維持できないとの回答が39.3パーセントとなっております、前回調査、10年前から12.5ポイントの増ということになっております。

また、そのほかに、集落にこれからも住み続けたいかとの問いに、68.2パーセントの方が住み続けたいと回答をしております。やっぱりここは本当に印象深い回答であるというふうに捉えておまして、地域の皆さんの意思がフルに出ているというふうに考えております。

また、その一方で、移住、定住の取り組みと致しまして、Iターンの移住の受け入れの問いに対しまして、49パーセントの集落で受け入れたいと回答をいただいております。今、進めております移住、定住の推進につきましても地域の皆さんの協力があって推進をしておりますけれども、今からもなお、こういったことも進めていく必要があるというふうにも感じました。

また、産業につきましては、81.1パーセントの集落で衰退しているというふうに捉えておるようで、さらにその後継者につきましても44.3パーセントの集落で存在していないという回答をいただいております。

やはり今、地域それぞれが、かなり若い方が少なくなり後継者が少ないということで、産業も衰退していくというようなところが表れております。これにつきましては、やはり早急な施策が必要であるというふうにも考えております。

町の職員が同行したことでこれとはまた少し違うところと言いますと、やはり一つの意見として、年を取ってくると新しいことをやろうという気にならないというような、少ししんどいお話もお伺いしましたし、山の管理が厳しくなっております、それに伴い鳥獣被害が多くなっているというところで、なかなかその山の管理も難しくなっているというようなことも、ご意見として聞かせていただきました。

本当に厳しい実情が、今回の調査であきらかになったというふうに感じております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

今から10年後、存続をできるかどうか、なかなか厳しいものがあるというご意見もあったと思います。

本当に黒潮町、中山間地域だけではなくて、黒潮町の抱える課題というものが先行して、その中

山間地域と呼ばれる所で進んでおると。本当に大きな課題で、取り組みも全分野、高齢者の支えから産業集落の維持、山の手入れや農地の手入れや、本当に人数が減ってくるわけですので、大変厳しい状況に、やっとな進んでおると。

まあこの解決をどうしていいのかと、一つの方策だけで物事が済むような話でも、当然ございません。ただ、そのことをこまねいて見ているわけにもいきませんので、何らかのできる方策を今後、さらに打っていかないかんだらうというふうに考えます。

次に、カッコ3番の、県の調査成果を県は市町村に後日、フィードバックするというふうにいわれております。まあ、短期にできるものばかりではなからうかとは思いますが。また、これまでの町の施策として取り組んでいることもあります。

そういうことも含めて、今後、今回の調査を基にした施策を検討していただろうと思っておりますけれども、そのあたりの大きな町としての流れ、取り組みの検討分析等、それから施策の検討等の状況はどのように考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、調査結果の活用につきましてお答えを致します。

先の答弁でも触れましたが、県の調査につきましては、3月末の最終報告書、4月の市町村別の詳細データの共有、および高知県との意見交換となる予定でございます。また、町独自で行う今回の調査対象となっていない中山間地域の50世帯以上の地区の調査につきまして、3月下旬から4月中をめぐりおこなってまいりたいと考えております。

そういったことを踏まえまして、令和4年度中には分析および検討協議を行い、施策につなげていきたいと考えております。

現在でも、中山間対策と致しまして、集落活動センター事業やあったかふれあいセンター事業、集落営農組織への支援、中山間地域等直接支払交付金など、各課室で取り組みを進めておりますが、今回の調査によりまして、より課題が明確になったものや支援ができていないもの、新たな課題等につきましては、事業計画協議を行い中長期的に取り組むもの、短期間早期に着手するもの、といったように分類をしながら、必要な施策を検討し取り組みを進めてまいります。

なお、高知県は、中山間での生活環境を改善するためデジタル技術も積極的に活用するとしております。具体的なものと致しまして、令和4年度から中山間が抱える距離や担い手不足のハンディを克服する観点から、デジタル技術の導入に向けた実証実験を行うこととしており、当町におきましても、ドローンを活用した防災と物流を考慮しました物資の輸送についての実証事業を実施するよう計画をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

今の時代ですので、デジタル化の推進とか、あるいは活用とかいうことが、新たに出てくるだろうというふうに思います。

その、本町で実証実験が実施されるというお話でしたけれども。防災も含めての実証というお

話ですけど。

もう少しそのあたり、その実証の内容とといいますか、分かればお願いを致したいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

今現在、町として考えて計画しておりますのが、当初予算の方にも計上させていただいております、中山間地域におけるデジタル化実証支援事業でございます。これにつきましては、県が実証実験としてつくった事業でございます、補助率が定額10分の10。その中で、2年にわたって予算をつけていただける。で、補助上限が2年間で1,500万というような事業でございます。

それにつきまして当町におきましては、中山間地区におきまして災害時の孤立が危惧（きぐ）されている場所が多いことから、消防団活動の一環としてドローンを活用した災害時の輸送手段について検証を行うとともに、平時における物流面につきましても、検討を進めるということにさせていただいております。

基本これは委託をしまして、その中でどの地区をやるのか決めながら、その実証実験をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

はい、分かりました。

先ほど申しましたように、県は来年度になって市町村にフィードバックしてくると。で、県の方もいろんな、県として打てる施策を打ってくるというふうに書かれております。

そこで私が思うのは、これもいろんな事業を進めていく上においては、国や県の財源が必要だろうとは思いますが、その県からの流れのメニューだけではなくて、今回、町内で調査をした中での、この町独自の施策っていいですか、そういうのも一つ、二つ加えて、黒潮町の対策として打っていく必要があるんじゃないかというふうに思ったりもします。じゃあ何を、というところまでは私も至ってはないんですけども。そういうことも含めてですね、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。これは、私の要望的なお話で話させていただきました。

で、この質問の最後に、県は新たな中山間対策として地域に活力を生む、暮らしを支える、仕事を生み出す。この3つのことを柱にしながら、各種の関連施策を打っていくというふうに言われております。で、先ほど室長の方からのご答弁があったように、本当に地域というものは高齢者で、若い子どもたちはいない。また、働く世代の者も、本当に50世帯未満の集落であるならば少ないだろうと。まあ、いないだろうというような、もうイメージが湧くところでございます。で、そういうことを総合的に考えた中で、やはりその人が住むという中で、今、50世帯の方に、まあ区長さん等の代表者に聞き取りをしたところであろうかと思っておりますけれども。本当に若い者がいなくて、地域が今までやってきた行事であるとか伝承的な行事とかいうことも、本当にできなくなっていく。10年たったら、まだ中山間地域の集落というのはもう消滅、本当に消滅していく状況にもなっているかと思っておりますので、できるだけの施策を打っていただきたい。

そして、若い世代が住める、比較的若い世代も住んで、その地域を支えていけるようにするならば、やっぱり基盤整備的なことも、要望とはなるかもしれませんがも必要じゃなかろうかと。そこから通勤、通学できるような状況も当然必要でありますので、そのあたりも町行政の中での総合的な施策の中として進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを致します。

次に、2番の林業行政についての質問に移ります。

現在、新型コロナ感染に伴う経済活動から、大変厳しい状況になっております。まして、燃料の高騰、あるいは食品等の再々の値上げ。本当に生活というものは厳しくなっております。

そういう中で、本町の一次産業は大きなメインであろうかと思えますけれども。その中で、一番課題が多く、それから取り組みもなかなか進まない、林業のことについてであります。この件につきましても、もう何十年来の日本の課題であって、本町においても、これまで多くの議員から幾度となく質問があったと思っております。

平成27年からの議会だよりですけれども、見させていただいても多くの方が質問をされてきております。そこで、もう今さら森林の持つ多面的機能であるとか、木材価格の低迷、その後継者不足の問題、改めてそれをもう言う必要性も、もうないだろうというふうに思います。

そんな中で、これが低迷をしてる中で何から手を付けたらいいのかな。何を優先して手を付けたらいいのかなというふうに、思っております。その中でも、町の最上位計画であります戦略の中で林業の部分がありまして、現在の課題であるとか、今後取り組んでいかないかん課題はもう書かれております。

その中で大きく、設備投資への助成、それから売り上げ向上生産効率化、担い手づくりおよび就業支援、森林、山林の維持管理の、大きな4つの項目がございます。

その中で、私は担い手というところで着目をさせていただきましたので、1番目の、林業の担い手確保の取り組みと支援状況についてお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ1、林業担い手確保の取り組みと支援状況はどうかのご質問にお答えします。

黒潮町創生基本計画アクションプランの中で、町内の林業従事者につきましては、年間において1名以上の確保をその目標値としております。

担い手に対する具体的な取り組みとしましては、幡東森林組合が実施する林野庁の事業であります緑の雇用事業に対して、町が上乗せの補助を実施しております。

支援の内容としましては、森林組合が新規林業の従事者を雇用した場合において3年の期間、技術習得に係る必要な経費や指導、育成経費などに対して補助全体を行う制度であり、町の上乗せ分につきましては、職員1人当たり年間で36万円となっております。

さらに、就業1年目の方のみ現場ローム安全向上対策費としまして、安全棒など保安用具購入に対しての10万円事業費の補助を行っております。

また、林業従事者の獲得のため、高知県移住促進人材加工センターが実施しております、都市部における林業の就業フェアに参加し、就業に対する広報活動を続けております。しかしながら近年は、コロナ化の影響により県外などでの就業フェアがおよそ2年にわたり全く参加ができていない

状況となっております。

現在の雇用実績としましては、森林組合にける緑の雇用事業の令和2年度募集における2名と、新規募集予定であります2名を、今回の当初予算に上程しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

アクションプランの中で1名以上を、という目標を立てております。本当に1名を確保するのも、長いスパンで考えたときには苦慮するところかなというふうにも、実感的には思っております。

ただ、それは普通であるならばもうちょっと複数名での応募があったらいいなとは思いますが、これはいろいろな、希望者が少ないっていうのはいろいろな要因があるかと思えますけれども、町としても上乘せ助成をして確保してやっていきよことは承知はしておりますけれども、何が根本的なのか。これ難しい質問になるかもしれませんけど、どう言うたらいいですかね。労働的、賃金的、山の労務というものがきつい要素もあるかと思えます。それから、収入の面もあるかと思えます。それから、受け入れする指導者、あるいは認定事業者の問題。これが全部絡み合っておると思えますけれども、今後、これを増やしていく手だてですよね。ただ助成をしました、というところだけではもう、いつまでたっても同じ状況が継続されていくでしょうと。ちょっと質問もあれなんですけれども。きつい質問になるかもしれませんが、何に手を打っていかないかんが。担い手を確保していく上において、どこに問題点があって、何をもちと今より力を入れて、あるいは支援策も打っていかないかん。そうしないといけない。まあ本来、木材が産業として成り立つようなところであるならばいいんですけども、なかなかそれも難しいと。

今はウッドショックで、若干木材価格が上昇していくというようなお話は聞きますけれども、これも先は分かりません。で、私自身も質問しようがも失礼なかもしれませんが、私も悩む。どうしたらそれがいいのか。どこにポイントがあるのか、担い手確保の。いうところをずっとこう思ったりしますけど。

もしそのあたりで考えるところがあれば、お答えしていただければと思うんですけど。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

林業の担い手がなかなか増えないということに対しての、今後、町はどういうふうに取り組むかというふうなご質問だと思うんですけど。まず、その担い手が少ない、なかなか希望する人が少ないというのは、これは恐らく、全国の自治体の悩みの共通した悩みではないかと思っております。そういうことを分析した書類とか本とかですね、人の話を聞くとやはり、まず、きつい。これは、年間の事故死で亡くなる方、自衛隊以上に山の事故が多いようです。そういう実態にある中で、さらに収入から見ると、やはり低いというふうな状況が根本的にあるのではないかと思っております。

そういう状況の中で、町の大切な林業の担い手をつくっていくというようなことの課題に入るわけでございますけれども、具体的な県外の事例で一つの事例を挙げますと、例えば佐川町。佐川町なん

かは、地域おこし協力隊をたくさん募集して、そして山の担い手として巣立っていくプログラムを実施しております。実際、かなりの人数がそこに入ってきている好事例というか、そういうものもごございますので、町内に住んでいる方だけでなく、町外から単なる収入だけではなくて、自分の人生の生きがいとして山が好きな人もおいでだと思いますので、広く人を募って対策をしていくべきじゃないかと考えております。

ただ、当町には森林組合が主に林業の企業体ですので、いわゆる自伐でやってる方というのは非常に少ないです。そういう事業体の少なさも、なかなか担い手が育たない原因かもしれませんけれど、主に当町の森林組合の方に担い手を育成していただくことが必要だと思っていますので、そういう現状を踏まえて森林組合の方と色々な施策について、今後、協議をしていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

佐川町のお話なんかは、もう以前から佐川町の取り組みとして私も聞いてまいりました。

町内に限らず、黒潮町の林業整備においてそういう担い手が確保されていくようになれば、いろいろ事業も進んでいくだろうし。まして、ゼロカーボンの取り組みの中でも林業が占める役割というのは、大変大きなウエートを占めておるだろうと思います。なんぼ理想的なことを掲げたとしても、町内でのそういう整備等も進んでいかなければ、手入れができないという思いもします。そこでやっぱり担い手という確保を、町内に限らずIターン等も含めて要請をしていくことが必要だろうというふうに考えます。

これはもう当町だけの話ではありませんので、参考、いい事例の先進地の所の事例も参考にして、取り組んでいっていただきたいと。今までよりは何かが変わっていく、何か手を加えていくという形にならないと、そら何十年たっても同じ話になるでしょうから。私もこうしなさいとか言うことがなかなか、この件に関しては申し上げにくいんですけども、ぜひそういう観点で物事を取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

そこで、昨年の10月に高知県が、高知県林業研修支援事業費補助金が創設をされております。これをちょっと見てみますと、県の産業振興計画の中において、原木増産や再造林の取り組みをすすめており、原木価格の上昇傾向、これはいわゆるウッドショックだろうと思うんですけども。昨年の内容でございますので。これは、コロナ禍における北米等の木材の需要の高まりによる木材価格の上昇というふうにいわれています。

そういう中であって、県内においても事業者から人手不足の声があると。で、また林業大学校、特に基礎課程の1年間ですね。これに希望される方が増えておるとい状況があるようでございます。

ただ、林業大学校においても中央部の方にあるわけであって、希望をしても、なかなかそこまで行ってというところにはなかなか結び付いてない。で、20人の、1年の基礎の方は20人ですけども、20何名を、昨年でしたでしょうか、受け入れを入校させたというようなことが書かれておりました。

この中央部が多いということで、県内の東西。まあ県西部であるとか東部であるとか、そういう

地域に対する希望者に対する制度として、この補助制度を創設したというふうに書かれておりました。昨年の10月で、来年度ですよ、4年度からその事業が、補助制度がスタートするんだらうと思いますけれども、そのことについて、県の方からの町への説明であるとか、あるいは、その検討であるとかいうようなことはどうなのかということ、もしあればお聞きをしたいんですけども。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

高知県林業研修補助金の内容でよろしいでしょうか。

（矢野依伸議員から「高知県林業研修支援事業」との発言あり）

はい。

それでは、再質問にお答えします。

高知県の新たな事業としまして、昨年の補正予算で成立しました高知県林業研修費補助金制度につきましては、各市町村が町内にて研修を行う各種受け入れの林業自治体に対して、その支援を行う事業と聞き及んでおります。

1年目の研修期間に対して必要となる経費をそれぞれ補助する制度であり、研修生1人当たり、月額15万円以内。なお、受け入れ事業体にも、1人月額5万円以内の補助と聞いております。

当町におきましては、林業従事者に対する研修を行う現在実施の事業体は、森林組合のみとなっております。残念ながら、町独自の林業研修制度などにつきましては、指導員の確保や、あるいは労務関係のノウハウにも乏しく、現在まで実施等ができておりません。

また、森林組合につきましても新たな制度補助金の部分につきましては、現在、林野庁事業、先ほども申しました緑の雇用事業を行っている関係で、今年度につきましては、この制度の活用は現在、予算化等は行っていないと聞き及んでおります。

しかしながら、先ほどから議員のご質問にあります、こういった新たな事業への取り組みにつきましては、そういった必要性や既存の事業だけでなく予算面の充当など、十分に理解を深めていくことは考えております。

こういった事業につきまして高知県へ問い合わせたところ、現時点では、県内での事業実績はまだないとの答えはいただいておりますが、引き続き、町としての制度設計に向けては取り組みを勉強していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

森林組合の方も、就業者の要請として緑の雇用事業を使った育成をされておるということは聞いております。

なお、先ほど、この制度は令和4年度からの実質スタートだらうと思います。その需要事業でも、高知中央といえどもそれから広がった。まだ中央域みたいな所の事業が、そういう声があつてこの制度が創設されたのかなということも感じました。

なぜこの事業を言ったか。で、黒潮町内のときには、認定事業者としては幡東森林組合さんしかいない。県下の中で80何事業体あるわけですけども、黒潮町はもう森林組合さんだけしかいないんだと。そういう中で、今回、一般社団法人の幡多地域森づくり推進センターですかね。これは、今の当初の目的は違うかもしれませんが、こういう広域で取り組みがなされるようになったと。そういうことからして、今後、例えば県の要綱を読みますと、それは市町村のあるいは認定事業者。黒潮町としては幡東森林組合になるわけですけども、そういうことを広域的にできないもんだらうかと。で、ただそれへ研修に行くがは、希望者がいないと行けない。だけど、黒潮町の実態としてもそう多くはない。だけど、それを担うてやっていく制度は両方ともあるわけですけども、何か今後、そういうものを広域化の中で取り組んでいて、担い手の事業体の方も他市町村と連携をした中で育成をしていくとかいうようなことができないのだからかというふうに思ったりするところです。

このことについては、私もちょっと勉強不足もあります。それから、先ほど町長から答弁がありました、佐川町の協力隊、それから生活の問題、収入の問題。全国の全業種から言うたら100万円、林業者の収入としては低いようであります。川下から川上、何からやるかということをしごく思っておるところです。一番手の付けやすい、まあ例えば森林組合の高性能の機械の補助であるとか、そういうことはもう実態的に資金さえあればできるわけですので。ただ、その本元のところを、考えていくようにしていただきたい。特に、繰り返しになりますけれども地球温暖化防止画ですかね、その中に大きなウェイトを占めてくる内容でもあろうと思いますので、そのあたりについてお願いをしたいと思います。

では、あと簡単に次の質問へ、もう移ります。

2番目の、森林所有者への制度の周知の必要性についてでございます。

これも町のホームページを見てみますと、林業について、黒潮町の林業であるとか幡東森林組合、それから森林整備計画、森林環境譲与税、それから間伐事業の支援制度なんかについて、アップはされてきております。それは周知の一つの方法として、そこへ掲載をしておるわけですけども。

なお、ここで制度の周知の必要性っていうのを考えて、私がまあ勉強不足のところもありますけれども、森林整備の中でも間伐事業とかいうような事業があるわけですけども、その制度が一般的に考えるならば、例えば、切り捨ても、それから一般に言う収入間伐もあるわけですけども、自己負担があったら、なかなか実態としては森林所有者もようやらないわけですよ。

それが、どういう制度、持ち出しが要るのか要らないのか。どれぐらいの補助金があるのかということの周知の必要性も、もっともっというんな機会を使うってやる必要があるがじゃないかということのを思いました。

で、この周知の必要性についてご質問を致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ2、森林所有者への制度周知の必要性についてのご質問にお答えします。

町内における森林所有者への制度の周知に関しましては、町の広報紙により毎年10月号において、森林施業に関する補助事業内容としまして、造林事業の内容または取り組みや、緑の環境整備支援

交付金事業など、全体で5事業の具体的な中身や、問い合わせ先などの紹介を行っております。

また、これとは別に、ホームページなどでも森林管理システムの制度紹介や森林環境譲与税の内訳につきまして、高知県とともに高知新聞やその他マスコミ広報などでも広く周知を行ってきたところでございます。

一例としまして、現地の施業に関する問い合わせなどの場合には、伐採の適齢期を迎えた森林の所有者に対し、森林プランナーを有する森林組合などが直接相談に乗る場合や、また関係者を通じての提案を行い、それぞれ森林所有者が納得の上、実際の施業に移っていくこととなります。

しかしながら、現時点での課題としましては、町として直接住民の方に対して現地施業などに関するの広く専門性を持った提案や、また必要となる費用面などの具体的な説明を実際に提案するまでには、まだまだ至っておりませんでした。

今後につきましては、そういった面での一定求められる課題において、森林組合とともに協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

機会を通じていろいろ周知はされておるんだらうと思いますけれども、なお、そういうことの周知を行っていけばどうだろうかな、という疑問点の中で終わっている人もおらうかと思っておりますので、職員体制も少ない中だろうとは思いますが、やっぱりそういうPR、それから周知、啓発をですね、やっていただければ、何へクでも進むのかなと、そういう思いを致します。

どこから始めるか、担い手。質問も十分な質問じゃなかったんですけど、やっぱり今から進めていくときには、やれる人を勧めないかん。どうやってその人たちを確保して、研修をするのかと。あるいは一つは、広域的な取り組みもあるんじゃないかと、今後ですよ。それから、そういう整備をしていくだけの制度の周知。そういうものやっていたらというふうに思います。

林業の質問につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、3番目、教育行政についてでございます。

この件につきましては12月議会で質問をさせていただき、引き続いて再度、本町の児童生徒たちの望ましい教育環境への対応についてご質問を致します。この件につきましては、期間を置いてまたいつか質問をするという内容ではないというふうに自分は考えますので、今回質問をさせていただきます。

町政におきましては、もう人口減少、少子高齢化、南海トラフ大地震、土砂災害、産業の振興等、さまざまな行政課題があります。いずれも重要な内容であって、まあ対策に苦慮することだろうと、ばかりだというふうに思っております。

それらと同様に、教育分野における行政課題の一つとする観点から、12月にご質問をさせていただきました。ただ、この質問をするに当たって、少子化が続いて40人前後になりよるなど。今まで50人前後だったものが40人台に入ってきたなど。前後に入ってきたというふうに思いました。したら、子どもたちの状況はどうだろうかと。今後どうしていくべきことなんだろうかとというふうに思いました。そして、計画を見せていただくと取り組んでまいりますという内容でございましたので、一般質問をさせていただきました。

ただ、正直申しまして、これを教育長にご質問をしたわけです。黒潮町の行政課題の一つとしては、町全体で考えていかないかん。だけど、現場における一番内容のことを把握している教育長に対して、前回ご質問をさせていただきました。

私の質問の在り方が悪いのか、正直申しまして直球では返ってこなかった。カーブか変化球で返ってきた、という印象を持っております。まあ教育長としても言えない部分も多々あるかと思うんですけども、やっぱりストレートで返していただきたかったというのが実情です。

そういう点から、簡単に今回もご質問をさせていただきます。

1番、出生数の現状、将来推計について、町はどのように捉まえているのか。

ご質問を致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、出生数の現状および将来推計につきましてお答えを致します。

出生数は、2010年度から2014年度の5カ年で年平均51.4人でしたが、地方創生に取り組みました第1期計画期間である2015年度から2019年度では年平均51.2人と、ほぼ同数で推移している状況にあり、15歳から64歳の階級に当ります生産年齢人口が減少している中におきましては、一定数を維持しているとも言えます。

しかし、2020年度は出生数が38人となっており、前年度と比較しまして10人の減少となり、本年度も母子手帳交付件数から考えられる出生予定が40人程度となっております。減少の一つの要因と致しまして、新型コロナウイルス感染症が長期化している影響も考えられますが、大変厳しい状況にあると評価しているところでございます。

本町の人口は、将来人口を推計する国立社会保障社会人口問題研究所によれば、2010年国勢調査に基づく推計では、2060年に総人口3,992人まで減少するとされていましたが、続く2015年国勢調査に基づく推計では、2060年には総人口2,891人にまで減少すると予想されております。

この推計におきまして、2025年には0から4歳の人口は170人となっております。1学年平均にしますと34人となる可能性が示されております。町の人口減少と少子高齢化がこのまま進めば、現在の行政サービスを維持していくことは困難になると考えられ、生活インフラの維持、整備の遅れや各種費用負担の増加、また生産年齢人口の減少と、それに伴う出生数の減少は、産業面におきましても労働者全体の平均年齢上昇と後継者不足による産業規模の縮小など、町民生活に直結するさまざまな影響が懸念されます。

従いまして、産業振興による担い手世代やI、Uターン者の積極的な受け入れを促進し、暮らし続けることができる子育て環境や安心安全な環境をつくり、将来の町内在住者を増やす取り組みを展開することが、将来にわたって産業や地域の活力につながっていくと考えますので、引き続き黒潮町総合戦略におきまして、効果のある事業の継続や見直し、そして、新たな施策の構築を図り、目標の達成に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

今回は延長しないように、努めてまいります。

今、室長の方から答弁があったわけですが、それはもうそのとおりでございますよね。その厳しがあるからこそ、町としてはいろんな施策を打っていきよる。これが実情だろうと思います。どの自治体も同様だろうと思います。

そういう令和2年度は38名、4年度の見込みは40名。確かに、私も新型コロナの影響があるかもしれないなとは思いますが、まあ傾向としては、もうそういうレベルに落ちてきたと。悲しいことですが、それが実態だろうと思います。

そのことに対して、町として、出会いから結婚から子育て支援。さまざまな施策を打っていきよるし、移住対策にも力を入れて取り組んでいきよる。これは私も認めるところであって、またそうやって取り組んでいかないかんだらうと思いますが、実態はそこへ入っていきよるという現状があると思います。

そこで、時間があまりなくなってしまうので、2番の質問へ移りたいと思います。

この保育所の設置でございます。今、黒潮町は町内に4園の保育所があります。当然、子どもたちが多い所には多くの保育所があつて、現在の4園になってきたと。

この4園にしてきた要因といいますか、そこまで持ってきた。それについてはどういう要因で、その4園にこんにちなってきたのか、ということについてお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは矢野議員の、保育所の設置についての方向性についてお答えを致したいと思います。

町内の保育所につきましては、合併前の大方地区には8カ所、佐賀地区には4カ所の保育所がありましたけれども、合併後の現在は、佐賀地区1カ所、大方地区3カ所の保育所に集約をし、南部保育所を除く全ての保育所で0歳児からの保育を実施できるように施設整備をしてまいりました。

また、乳児は自力で避難ができないため、地震津波災害時に防災教育だけでは子どもたちの命を守ることができないということから、浸水が危惧（きぐ）されない高台への建築を進めてきたところでもあります。

このように、当町の保育所の設置につきましては、その時代状況に応じ、地域や保護者の意見を聞きながら整備を進めてきております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

合併以前は、大方が8、佐賀地域が4。それが今、防災面、高台移転等々の理由もあろうと思います。それは否定を申し上げるものではありません。だけど、出生数も減少してきてそういう要素も私はあるんじゃないだろうかというふうに、まあ私が思うところです。

現実的にそういう理由があつたとしても、現実的には4園に入っています。で、その4園にしたことによる職員の体制の強化であるとか、高台移転であるとか、それはもう素晴らしいことだろうと。ただ、現実的に町内で4園になった。今度は、子どもたちのことを一連性で考えていくなれば、保育所から小学校、中学校。黒潮町が担う、努めなければいけない、責任を果たさなければいけないこのスパンの中で、それは保育所の設置目的、学校の設置目的。それぞれ分野があつて、それを

やっていきようわけですけど、子どもたちが成長する段階においては、一連性が僕はあるのだというふうに思っております。

その中で、結果的にいろんな理由があって内容も充実してやってきた。そのことは素晴らしいことですが、今、小学校があったときに4園から本来その子どもが住所を有している校区へ帰っていく。これは基本だろうと思います。そのときに、私、非難をしようがじゃないなくて、粗つきのところを言いよるがじゃないんですけれども、そういう実態があるんだと。

そのときに、いろんな課題も起きてくるのじゃなかろうかというふうに想像を致します。そういうことについての課題とかいうようなものが、ないのかどうなのか。

そこをお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

確かに議員が今ご指摘しましたように、例えば佐賀地区でありますと、保育所は佐賀保育所1カ所。現在は、その子どもたちが3つの小学校に入学をして、中学校でまた1カ所になると。で、大方地区は3カ所の保育所から5つの小学校に進んで、また大方中学校で1カ所の中学校になるということ。確かに同じ子どもたちが集団で保、小、中を一連で勉強をしてないというのは事実であります。それに関する課題は確かにあろうかと思っておりますけれども、だからといって、全体、小学校も例えば保育所の数に合わせるということについては、現在のところ考えておりません。

課題については、保、小の連携。今、積極的に保育園の先生方と小学校の先生方とで接続期カリキュラムというのを積極的に実施をしてもらっております。5歳児の後半から小学校の前半、特にこの1年間ですね。9月から翌年の8月まで。この1年間を集中的にチームで、接続がスムーズにいくように、取り組みを先生方にはお願いをしておりますので、課題は確かにあろうかと思っておりますけれども、我々としてはその課題に向けて一所懸命取り組んでいるという自負がございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

誤解がないようにしていただきたいんですけれども。

私は12月の質問のときから、例えばですよ、大方地域の小学校は何校であるべきだということは、ご質問をしております。それから保育所に合わせたとかということも、一つの例での答弁の話だろうと思っておりますけど、そういう質問の仕方はしてありません。で、私が聞きよるのは、まあこれは次の質問へ入ります。

3番目の、適正な学校規模の質問に入ります。

この質問をしたら、冒頭にも申し上げましたとおり、町の持つておる行政課題の一つとして質問をしております。そしてそれが、繰り返しになりますけれども計画に書かれていると。そのことを、中身をお聞きしたかったのです。で、それは町として、それをこの教育関係を担う教育委員会としてどういう考え方で進めようとしておるのかぜよと言うことを、私はお聞きしたかった。で、最終的な問題内で、例えば、大きなゾーンで考えたときには佐賀地域、大方地域という地理的な問題からすれば、段階的には出てくるだろうと思っております。だから、それをそういうふうに今後どうやって

いきますかっていう、どういう考え方で今取り組んでいますかっていうことだけをお聞きしよるがです。で、ちょっとまあ、誤解が私の質問であるかもしれませんが。そう言う観点でいきよるし、課題だと私は思いますし、課題に対して町も課題だと考えておる。じゃあ、どう取り組むかだけを聞きよるがです。もう今までどおりであって良いとは、私は思いません。何らかの手だてをして方を練って、協議もし、どういう段階になるか分からないけれどもそれをやるっていう、この姿勢を聞きよるだけです。

で、まあこれからも同じ答えになってしまうんでしょうけれども、もう、くどいかもありませんけれども、計画の中に、少子化により児童数の減少はさらに進行し、小学校に新入生がいない状況が発生してきています。子どもたちの学習機会を確保し、教育の質を向上させるための適正な学校の規模の検討が求められてますと、こう書かれています。

それは、ICT であるとか学校施設整備であるとかいうものの中に入っています。ああ、そうだなと。まあ、そういう状況に入る。

だけど、計画の中に求められていますっていうか、どこから求められておるのか。

その点についてお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは適正な学校規模を確保するための町の考え方について、ご説明を致したいと思います。

学校教育法施行規則第 41 条によれば、小学校の学級は 12 学級以上、中学校では 9 学級以上、18 学級以下を標準とするとされておりまして、適正な学校規模ということを一一般論としてはこの範囲の学級数の学校ということになるかと思えます。これを当町に当てはめてみますと、町内には小学校 1、中学校 1 の配置が適正ということになります。

しかし、学校は単に学校だけで存在しているものではなく、地区の歴史とともにあり、地域コミュニティの中核を成すものでありますから、当町では、児童生徒の減少をもって、行政の一方的な計画による統廃合をすることは考えておらず、保護者、地域の皆さんと協議して結論を出していくこととしています。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

文科省が示しておる基準、まあ言うたら規模等あります。それから、その中でも大規模校であるとかいうのがは、まあ存在しないんだと。高知県の中では。まして、黒潮町の中でその標準を満たせるような学校がどうなのかと。そういう規定じゃなくて、子どもたちをいかに主体性に考えるかと。私はそう思っております。

で、1 学年が 2 人、3 人。一定の集団数の中で、子どもたちは生活していくことも必要じゃなかろうかと思えます。で、黒潮町は素晴らしい教育をしていると、私は思っています。ふるさと教育、地域とのかかわり、保護者との連携、ね。それは素晴らしいことを、私はしていると思えます。そういう施策の打ち出し方、事業の打ち出し方、これは私はすごく感心をします。

ただ、それらと同様に、子どもたちがどう考えて、どう生きて生かしていくのか。それはかかわり方っていいですか、状況を、条件をつくってあげることも、私は、生きていく力を学ぶ、身に付

けていく方法の中の一つだろうと、私は思います。

そういう方針ですので、それはそれで行政がやることですので、それはもうそれ以上のことは申し上げませんが、何を主体的に考えていくのか。子どもたちが、一定の集団の中で学校生活を送っていく、その中で競っていく、いろんな多様な意見も聞き合いながら育っていく。そういう部分の環境性も、私は必要だろうと。地域で、丸ごとでかかわる。絶対、重要なことです。そうやっていったらいい。いくべきだろうと。キャリア教育、大切なことだと。ただし、この状況をどういう形にしていくかは別にしても、それは子どもたちがなかなか、直接発することはできない。周りの者だ。かかわちよる町であり、教育委員会であり、地域であり、保護者である。それを決定していく者は。だから、そこには協議は必要です。いろんな議論も起きるかもしれませんが、まあ最後に、あくまでも子どもたちが主体ですよということを念頭に置いて、今後の教育行政を進めていただきたいというふうに思います。

どうも、ありがとうございました。

(議長から「答弁要りませんか。」との発言あり)

もういいです、それは。もう結論、答弁いただいちよるけん。

議長 (小松孝年君)

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 04分

再 開 13時 30分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

11番 (宮地葉子君)

通告書に基づいて、今回は2点について質問を致します。

まず、給食について質問を致します。

先日の濱村議員の質問と重なる点もあるかもしれませんが、ご了承願います。

カッコ1です。中央保育所の給食が民間委託になったことについてですが、保護者への説明は十分にできていたのでしょうか。特に安全、安心の面で、アレルギー対応や離乳食問題の説明の対応はどうだったか伺います。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは宮地議員の、保育所給食の民間委託について、保護者への説明に関するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、保護者への説明についてでございますが、昨年9月9日に役場大方庁舎にて大方中央保育所保護者会の役員の方にお集まりいただきまして、大方中央保育所の給食調理業務が民間委託としたいということにつきまして、ご説明をさせていただきました。

内容としましては、給食調理業務が民間委託としたいという理由、それから民間委託となった場

合の変更点、役員の方以外の保護者への説明方法について協議をさせていただきました。その結果、本来でしたら中央保育所保護者の皆さん全員にご説明をすべきところですが、新型コロナウイルスの集団感染も危惧（きぐ）されたことから、書面での説明とさせていただくこととしました。

その結果を受けまして、9月17日に、大方中央保育所の全ての保護者に対し、保育所給食の提供方法の変更について文書を発送させていただきました。

具体的に9月9日に説明致しました内容でございますが、児童のアレルギーについて、これまで食物アレルギー症状のある児童への対応と致しまして、黒潮町、黒潮町立保育所における食物アレルギー対応マニュアルを策定しておりまして、それに基づき、アレルギーの食材の除かれた除去食、そして代替食を提供しております。これは、調理業務が民間委託となった場合でも同様の対応をさせていただくことをお伝えしております。

また、離乳食につきましては、0歳児保育を行っていることから、同じクラスの中でも児童の月齢に合わせた調理の工夫をしています。そしゃくの弱い児童については、ご飯を柔らかくして提供をし、同じ食材でも年齢に合わせて刻むサイズを変更するなど、児童の状況に応じた調理方法をこれまでどおり行うことをお伝え致しました。

議員もおっしゃられるとおり、食の安全安心は給食の基本でありますので、調理業務が民間委託となった場合でも、全ての児童がおいしく安心して食べられる給食の提供を継続してまいります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

コロナ禍でもあり、役員以外の保護者へは、今、文書通達ということだったというふうにお聞きしました。

今聞きましたアレルギー対応はマニュアルがあって、そのアレルギーに関係する食材を除かれたものをできてるということで。それから離乳食についても、今までやってたとおりやりますよという説明の文書がいったということだったんですが、その点については確かにね、安心はできますが。

保護者、不安を抱える保護者はもちろんですけど、大事な点はですね、この文章はよく分かりませんけれども、質問とかですね、疑問に思ったことをまた関して聞けるというか、そういうふうな文書通達にはなっていたんでしょうか。

ちょっとお聞きします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

宮地議員のおっしゃるとおり、コロナ禍のためですね、一斉の集合して説明会ができておりませんので、中央保育所の保護者へのお知らせ文書を配布して、それから、令和4年度の保育所入所案内の方にも記載をさせていただきました。それが十分な説明ができておるかと言われましたらですね、決して十分ではないと思います。ほんとやったらですね、説明会を開催しまして直接お話をすることができませんでしたので、それもしたいなとは思ってましたが、そういう点では不十分だろうと思います。

従いましてですね、どのようなご質問、ご意見をお聞きするかということになりますけども、コ

コロナ禍が一定収束して、それで感染症の拡大が収まったところを見計らってですね、できましたら説明会とか意見交換などを行って、そういうご意見をお聞きするような機会を設けたいと検討しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

今後そういう説明会を計画してくれてるということですので、その点は少し安心ですけども。

説明もコロナ禍であったので十分ではなかったと教育委員会の方も言っておりますが、やはりですね、一番心配したのは、そのアレルギーのある子どもさんを持つてる保護者と、離乳食児を持つてる保護者についてですね、全体から見たらほんとに少数者ですけども、少数者になると声もちっちゃいんですよね。何かちょっと質問があっても、また不安があっても言いづらいんじゃないかな。そういうことはもちろん教育委員会も分かって、十分配慮してると思うんですが。そういう方は一定、分かっているかもしれません。アレルギー対応、アレルギーを持つてる児童をね。

そういう方に対して、私は個別の説明も必要じゃないかなと思うんです。何でかっていいましたら、コロナ禍ですから少し工夫は要りますけども、一人でも不安を抱えて保育所に通わせる、そういう保護者がいるっていうことはやっぱり、今回こういう制度変更になったわけですから。今までやったら直でしたけども、新しい業者になるということではどうなのかなと。もう大事な子どもさんですので、そういうことがあるんじゃないかなと思うんですけれども。

どうでしょうか、質問事項がありましたかって書いたら、それは答弁なかったんですけど。質問事項があったら、またそういうことに対しても個別な、きめ細かな対応が必要やと思うんですが。後から説明会しますっていうんじゃなくて、始まる前にですよ。

その点はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問に、私の方から少しお答えをさせていただきたいと思います。

9月に中央保育所の保護者、役員の皆さん、まず集まっていたらご説明をしたということは、先ほど次長がご説明したとおりです。

その際に、改めて、全保護者の前で私たちが直接説明をしたいということを保護者の方にお伝えしましたけれども、コロナ禍なのでその必要はありませんと。文書で十分ですというお答えでしたので、文書でお知らせをさせていただきました。その文書の中には、どのようなご不安、疑問でも構わないので、保育所の所長ないしは教育委員会の方にお問い合わせくださいという文面を記しておりますけども、ひとつもそのようなお声はなかったということでもあります。

それから、アレルギーに関してですけども。前段の説明の中で、現在、学校給食を実施をしている事業体の方に、保育所についても委託をしたいということで準備をしておりますというお話をさせていただいたと思いますけれども、過日、町内でアナフィラキシーショックの重篤な症状になりやすい児童が1名、当町には存在しておりますけれども、その保護者の方と少しお話をすることがありました。ちょっと別件でしたけれども。その際に、保護者の方からは、現在の黒潮町の給食の対

応というのは非常にしっかりできていると。非常に厳しいアレルギーを持っているわが子だけれども私は安心をしています、というふうに、非常にうれしいお言葉をいただきました。

従いまして、業者に同じようにアレルギー対応の給食をお願いすることについては、私としては不安を持っておりませんし、その点も保護者の方にまた説明する機会を設けてですね、ご説明をさせて安心をしていただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

文書通達の中で、質問点とか意見があったら書いてほしいということを出したら、誰もなかったと。まあなかなかね、書きづらいものですけど、カッコ2番の方にも入っていくようなものですよ

ね。
保護者にはさまざまな意見があると思うが、反応はどうでしたかというところで、少しそこに入りかけていますので2番にいきますけども。

アレルギー対応についても、今、教育長の話聞きますと大変安心しております。その点を確認していかないと、いきなり民間委託になりましたので、声に出さなくても不安を抱えてる人、自分の子は今アレルギーじゃないけども、何かあったら大変ですよ、これね。大変な問題ですので、安心安全で当たり前なものですから、食べ物ですので。今のところは安全な対応をしている、当然のことですので、安心致しました。

それで、保護者の方たちは、カッコ2番ですよ、大切な子どもさんを預けますので、ダブリますけど、質問がね。関心が高いと感じますし、そのほかにですね、何かこの民間委託になることについての保護者の反応はありましたか、どうでしょうか。

あったら言ってください。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地葉子議員の、保護者の反応についてのご質問にお答えをさせていただきます。

保護者の反応と致しましては、調理業務の民間委託に関する反対や、また疑問などのご意見の問い合わせは、教育委員会は寄せられておりません。完全給食となることについて、保護者の負担が軽減されるという喜びの声をいただいております。

なお、今後も随時保護者の皆さんの声に耳を傾け、より良い保育所給食の運営に努めてまいります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

教育委員会の方もきめ細かく対応してくれているということで、また今後いろんな意見があると思いますが、それには耳を傾けてくれるということですので、ぜひですね、その保護者の方への優しく寄り添っていく態度は続けていただきたいと思います。

カッコ3番にいきます。

カッコ3番ですね、民間委託にした点で問題点や今後の課題はどうでしょうか、教育委員会が考えてる点がありましたらお聞きします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の、問題点と課題についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今後の問題点と課題についてでございますが、現時点で、教育委員会で想定される問題と課題につきましては全てクリアできておるということで考えております。

しかしながら、4月から保育所給食調理業務の民間委託が開始され、何らかの事案が発生した場合には、現場保育士と、それから民間委託業者、そして教育委員会が連携して、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

細かく、しつこく、ちょっと言ってますけども。

民間委託にした点でですね、私は次のように思うんです。近年ですね、官から民へという国の方針に沿って公のさまざまな施設は指定管理者制度が進みまして、民間委託に移行した経過があります。

民間委託で私一番心配される問題っていうのは、今までと同じ内容でも、民間は営利団体ですから、そこに利益を組み込まなければなりません。結局は、その分何かが削られるということですよ。給食は園児たちの成長や健康に大きく関係します。それは分かり切ったことです。

経費の節約で、私はその変に何か問題点や課題があるのではないかなと考えているのですが、こういうことはどうですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

問題点、課題ということで私たちが考えておるのは、まず、その調理の現場として人員が確保できるかということがあると思います。その点につきましては、栄養士とそれから調理師を兼務した調理師さんが2名、正規職員で配置をしていくこととなっております。その中で、責任者が一人ということになっております。また、ほかに調理員を契約社員の方ですが3名ということで、5名は必ず確保すると。それと、一定期間、その移行のときには指導員も1人付くということで、6名で調理を続けていくというような形になっております。そういうことで、作る側の方のマンパワー的にはそういう形で確保ができておると思います。

あと、アレルギー食についてでございますが、先ほども申しましたように現在の現行のこのマニュアルですね、それと同時に、そちらの委託業者さんのところの独自の受け渡し書といいますが、そういうアレルギーカードがございまして。町のそのマニュアルと、それから業者さんのアレルギーカードということで、2回チェックという形の部分で厳重に行うということになります。

それから、アレルギーに対してそれぞれのお子さん、保護者の皆さん心配であろうと思いますので、その都度アレルギーの対する面談を行って、その子どもさんのいろんな持たれておる特性についても、一緒に考えていくというふうにしております。

あと、それから、削るという部分で内容が削られたらいかんがですけども、献立については、大方中央保育所とそれからほかの3園については、これが差があってははいけませんので、それは4園とも全て同じになるように栄養士の方で調整をしまして、4園とも同じ給食という形の部分で進めてまいります。

あと、賄い費用については、金曜日の濱村議員の方でもご質問がありました件でございますが。それにつきましては黒潮町がしっかり管理、そして確保してまいりますので、食材について金額が減るとか、そういう質が下がるということはありません。今までどおりキープしていきます。

大体そういうことにつきまして、あと、保育所のいろんな菜園活動とか、それから保育所がやっています運動会とかいう行事もですね、その委託業者が参加して一緒に活動していくことは確認しております。例えば、菜園活動やってみて野菜なんか採れると思います。それについても、調理をしてプラスワンメニューとしてですね、子どもたちにそのまま直接提供するような、そういうサービスも今までどおりやるということでございます。

そういうことで、民間委託になったからといって、保育の、給食の質が下がるということは考えておりません。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

わざわざ民間委託にする理由があるのかなと思って聞いておりましたが、今回の民間委託を利用した理由にですね、退職した職員が不補充にするというというような取り決めがあったと、そういうふうにお聞きしましたが。この点も私はですね、給食というのはほかの職場とは、ずっと今まで言ってますように直接食べ物が体に入りますから、教育委員会もすごい気を遣ってアレルギー対応とかしてくれてますけど、ほかの職場とは少々違いますので、この点が私は問題点の一つになるんじゃないかなと考えています。

この退職した職員の不補充というのは全部の職場に、役場全部にあるのかどうかちょっと分かりませんが、退職した職員を増やさないという理由はどういうことなんでしょうか。

普通に考えるとですね、人が減ったら残った職員にそれだけ負担が増えると思うのですが。もし、この民間委託がですよ、人件費の節約が主な理由でしたら、普通の職場と違って、先ほども言いましたけど、給食は抵抗力が弱い子どもの体に直接入っていく食べ物を扱います。成長や健康に大きな影響のある事業としては、人件費の節約は問題点や課題としてあるように思うのですが。

そのへんはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

宮地議員の質問にお答えを致します。

旧町で合併する前からですね、行政改革の大綱等で方針が決まっております、その中で民間委

託等の方針も決定して、両町でやってきたことでございます。

財源だけで言いますと、三位一体の改革等で交付税が減額をされたときあたりにですね、集中改革プランとしてその方針を決定をしておいた分です。

そして、サービスといいますか安全性、そのあたりですね、民間が劣るといことがないことあたりはですね、教育委員会の方からの説明があることやというふうに思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私は民間委託の業者が悪いとか、劣ってるとかっていうふうには思っていないです。やっぱりそれだけのノウハウを持って、今のところやってくれてると思うんですよね、当然ね。やらなきゃなりませんし、大きな問題があつては大変ですので、それはその業者そのものをね、駄目だとか言ってるわけじゃないわけですけども。この、退職者の不補充にした場合は、やはり問題点が残るんじゃないかなっていうことで、わざわざ何で給食まで民間委託にしたのかなって言ったら、取り決めがあつたと。そういうところで進めてるということでしたので、そこがそのとおりになつたということでしょうが。

それは学校給食までも及んで、学校給食は今保育所までいきましたわね。及んだということには何か、副町長にお伺いしますけども、何か理由があります。

私、特別だと思うんです、この給食は。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

質問にお答えを致します。

給食が特別というようなところでこれまで話してこれたかどうかは、ちょっと私の方でも定かではないですけども。

先ほど言いました行政改革大綱等におきまして、現業職の民間委託等方針で出してきたというのは先ほど言いましたけども、その内容については、人件費の削減も実際にはあつたかのように思います。

その内容としましては、先ほど言いました三位一体改革によりましての交付税の削減、そのあたりに対応しまして、人件費の経費削減についても対応してきたということになっておるといふふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

合併前によく三位一体の改革ということは、当時は小泉首相でしたけど言われましたよね。そういう国の大きな流れの中に給食も組み込まれてきた。子どもの食にまで、それが組み込まれてきたんだなというふうに感じました。まあ、これはこれ以上言ってもいきませんので。

もう一点ですけどね、この問題というので。こんな大事な点がですね、制度変更という大事な点

が、議会への事前の説明が一切なかったのが、私は問題点の一つじゃないかなと思ってますが。こんな大事な点がなぜ議会に事前に説明をされなかったがでしょうか。

お伺いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答えをさせていただきます。

なぜ事前にできなかったかということですが、職員の退職の部分のその決定をする、したときと、それと議会の部分の●がちよっと報告することが遅れてしまったこともございますし、私どもの方でこの民間委託に移行する部分につきまして、事前に議会の方にご説明をせないかんと、そういうところの重大性の部分に欠けていたということがございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

ちよっと聞き取れない点もあったんですけど、当初から、もう議会に説明するということは抜けてたというふうにとっていいんですか。

それとも、説明しなきゃいけないと思ってるんだけど、スケジュールに押されてこういうふうになってきたと、そういうことでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

もちろん退職が伴うことですが、一定的に、このときにという形の部分ができないところは事実でございますが、私どもの方にそのことを議会の方に事前の説明をしなければならぬということについての認識が欠けていたということでございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

こういう制度変更のときには、今後は議会説明しますというのが、議会で町長の答弁がありましたので、ぜひその点はですね、今後教育委員会の方もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に移りますが、学校給食についてですね。カッコ 4 番の方になりますね。

私は議員になった最初の質問がですね、学校給食の実施を求めたものでした。合併前のときですので、大方町の時代です。佐賀町はこのとき進んでおりまして、そのとき既に給食は実施されていたんですが、大方町は実施しておりませんでした。

私は札幌で 40 年近く暮らして、その後ふるさとに帰ってきましたが、わが家の子どもたちは 3 人とも、全員中学校卒業まで、おいしい給食のお世話になって育ちました。家で食べたことのないメニューもあって、子どもたちはそのおいしさに目を輝かして話してくれたことを覚えています。

そのころ既に、全国的には 30 数年前からお母さんたちの運動が口火になって、安全安心の学校給食は全国に広まっていた時代だったので、高知県は県全体的に見ると遅れていることに大変驚いた

ものです。学校給食は教育であり、全国の多くの子どもたちは給食で、どの子どもも同じお昼ご飯を食べ、栄養士によって、成長期の子どもたちに必要な栄養を考え、旬の食材を豊富に使い、バランスの取れた温かいお昼ご飯を、当時の大方町の子どもたちに味わせてあげたい、そういう思いでした。

そのときの執行部の考えは、給食は親の愛情弁当論で、愛情弁当だからということで、教育とは認めない答弁でした。そのことは執行部だけではなくて、世間もまだ、弁当を持っていくのが当たり前、親が作るのが当たり前だと。親が楽したいから給食要求してるんだとかですね、そういう愛情弁当論を当然視する考え方が渦巻いておりまして、全国的な時代の流れとは少し距離があったように思います。ですから、給食、いわゆる弁当が何で教育なんだ、との世論の反映が執行部の答弁にも出ていたと思います。

その後も、全国のお母さんたちが主になって学校給食を実施する要望が高まってきて、食に対する国の取り組みも進んできました、こんにちに至っているわけです。

改めて、ここで教育委員会の見解を伺います。

学校給食は教育である、との認識で間違いはないでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、学校給食は教育であるとの認識について間違いはないかというご質問にお答えをしたいと思います。

明治時代に東北地方で始まったといわれる学校給食は、戦前までは貧困児童の救済を目的に一部で実施をされておりましたが、公的には戦後、GHQ の勧告に基づいて全国で始まったとされております。

その後、1954 年、昭和 29 年に学校給食法が制定をされ、学校給食の目的や目標などが定められました。2005 年、平成 17 年の食育基本法の制定の影響もあって、2008 年、平成 20 年には学校給食法が大幅に改正をされ、学校給食は教育の一環として実施をしていくことが明確にされました。

従いまして、当町においても学校給食法に基づく学校給食を実施しているわけですから、学校給食は教育の一貫である、という認識であります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

カッコ 5 にいきます。

学校給食は大事な教育の一環であって、食育として、成長期の子どもたちへの大事な食を担っています。地元の食材使用はどのようになっていますか。

私が以前、この質問をしたときのそのころの執行部はあまり食育という言葉を使わなかったような、あまりそういう認識がなかったんじゃないかなという、これは私の認識間違いかもしれませんが、そういう記憶をしております。その後、まあ食育基本法ができましたので、だんだん食育という言葉が市民権を得てきて、皆さん食育という言葉を使ってくれるようになったと、そのような記憶をしております。何事にもまあ歴史がありますが、当初、私が地産地消で地元の食材を給食に使ってください、そういう提案をしたときはですね、けんもほろろに、安定供給が難しいと。そういう、まあ一言ではなかったですけどそういうふうにして、私の質問は却下されたものです。前向

きに検討しますという答弁もなかったような記憶をしておりますが。

これも時代が進みまして、食に対する世間の考え方がどんどん進んで、今では私の提案は当たり前になって、その後の教育委員会からの答弁では、地元の食材は確保が、地元の食材を使った給食というのが当たり前になって、坂本教育長だったと思いますが、いい答弁が返ってくるようになりました。

先日の濱村議員への佐田課長の答弁でも、健康増進計画でしたか、その中に組み込まれているんだなと思って、聞いていて大変うれしく思いました。

最近では地産地消の給食はもう当然でしたので、この点を質問することはなかったんですが、改めて今日、どのような割合で地元の食材は使われているのでしょうか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは地元の食材の使用の状況についてご説明を致したいと思います。

平成29年度から令和2年度までの4年間の、学校給食センターにおける町内産食材の使用率につきまして、まず品目ベースでご説明を致したいと思います。

平成29年度が33.1パーセント、平成30年度が29.4パーセント、令和元年度も同じく29.4パーセント、令和2年度が31.2パーセントという状況になってございます。

ちなみに、金額ベースでは大体40パーセント前後を推移をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

完全な教育長にしてはちょっと不十分な答弁だったと、私は聞いておりましたけど。

大体、どういうものが使われておるといことが大事じゃないかなと思うんですけど。

そして、その中の一つですね、お米はどうでしょうかね。地元のもの使われていますか。

使われている食材と、そのお米の点についてお聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

米は全て町内産でございます。

主に野菜、魚類、これについては町内で調達できますけれども、全てではございません。どうしても金額の張る肉類、それから牛肉、これが一食当たりの食材費に占める割合が非常に高いので、どうしてもこの30パーセント前後の数字から大きく数値を伸ばせない状況にあるという現状でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

お米は100パーセントと言われましたよね。地元産でお米、地元産のお米を子どもたち食べてるということです。

前のときには、お米は100パーセントじゃなかったかと思いますが、どんどん進んでるという点ではいいですけど、大体30パーセントくらいになるということですね。分かりました。

舌で覚える味覚というのは、子ども時代にできるそうです。子どもたちが地元の食材を舌で覚え身に付けることは、とても大事な深い意味を持っていると思います。郷土愛や作り手を知り、感謝の気持ちを育むことは、先ほどの健康増進計画に盛り込まれているとおります。

しかし、今では農家の高齢化が進み、今後はさらに給食の材料の地元での調達、安定供給には課題が出てくるんじゃないかなと心配しますが、そのへんはどのように考えておられますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

これまでもお答えしてきましたけれども、私たちは限りなく100パーセントに近い地元食材を使いたいと思っておられます。従いまして、これまでも農協でありますとか関係の所に、その供給について随分お願いをしてまいりました。一時期、そういう体制が取っていただける時期もございましたけれども、やはり供給側の体制が十分できないということで、お願いしていたものがやまったという経過もございます。

従いまして、私たちはそれぞれの農業団体、あるいは漁業団体、あるいは関係機関に供給体制をしっかりとつくっていただきたいというのが、まず一番のお願いであります。その中で、我々が協力できることがあれば、しっかり協力はさせていただきたいと思っておられます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

ちょっと考えてる答弁とは違ったんですけど。

その方向で地元のをできるだけ使いたいと、教育委員会はもちろん思ってると思うんです。ただ、そういう心配があるので、今後そのへんはどう考えていますかと言ったら、関係団体と話していくということでしたから、これで答弁は良しかな。その後、追求しても、こういうことになるかもしれませんが。

私は、もう少し何か手だてを考えているか、共に不安に考えてると、この点が心配の種だ、というふうな答弁が来るのかなとは思っておりましたけど、やることはやってるんだというような答弁に聞こえたので、ぜひ、続けていってほしいと思います。

カッコ6番に移ります。

最度、学校給食の無料化を求めます。

3年前ぐらいに、この質問を2回しております。なかなかいい答弁はいただいていないんですが、最近と同僚議員からもこの要望で質問がされています。

答弁の趣旨がオーケーやりますという答弁ではないので、変わってはおりませんが。私が学校給食の実施を求め続けたときと同様、いずれですね、今は学校給食が実施されてますから、そのときと同様にですね、いずれ時代の進展とともに、保育所や学校の給食は無料化になるだろうと思って

おります。その証拠に、全国的には給食無料化の自治体は私が質問してからも増え続けています。少子化時代、子育て世代への応援は急速に進むのが、時代の流れです。学校給食の無料化は、その観点に立てば最大の、子育てには一つの制度ではないでしょうか。

黒潮町が時代の先進地域として、若い人たちに魅力があって、この町に住みたい、ここで子どもを育てたい、との思いを持ってもらう一つのツールとして考えていただけないでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは学校給食の無料化についてのご質問にお答えしたいと思います。

先の質問にも答弁しましたように、学校給食は教育の一貫であって、心身の健全な発達のために、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供すること、その結果、健康の増進、体位の向上を図ること、給食の時間による準備から後片付けの実践活動を通して、児童生徒の望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせること、地場産品の利用や、郷土食、行事食を提供することを通じて、地域の伝統や文化に対する理解と関心を深めることができるなど、教育効果があることは認識しておりますけれども、給食費の無料化がこれらの教育効果を大きく向上させるとは思われず、教育施策としての学校給食費の無償化は、他の教育施策と比して優先順位が低いと考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

それではちょっと質問先を変えまして、町長にお尋ねします。

憲法 26 条 2 項には、義務教育はこれを無償とすると書かれてあります。憲法の理想に一步でも、一步でも近づけるのが、自治体の長の務めだろうと私は思っています。

以前、高知新聞に載った記事ですけども、広がる給食無償化と。ここでは無償化と書いてありますが、無償化という見出しで載った記事がありました。そこに次のようにあります。

給食の無償化は少子化や子どもの貧困問題の対策として位置付けられており、専門家は学校給食制度の意義を社会のニーズを考慮して問い直す時期、そういうふうには指摘していると、そういうふうな記事がありました。無償化の広がりを受けて、少しデータは古いんですが、2017 年度ですけども、文科省がその声を聞いて、無償化がどれだけ進んでるかなという調査をしております。全国、このときは 1,740 自治体の学校給食無料化調査ですね。それで小中学校で完全に無料化、または一部補助をして実施しているのが 506 自治体で、29 パーセントだったと発表しております。ですからこれは 2017 年ですから、今ではもっともっと多くの数字になっていると思います。先ほど教育長は、教育観点から言うて学校給食は教育施策としては低いんだと、無料化にする施策は低いんだと。優先順位が低いんだと話でしたけども、どんどん全国的には広まってるということですよ。

で、給食の無料化は、人口減への対策や経済的に厳しい保護者の負担軽減など、複数のニーズが背景にあります。その教育問題だけじゃないってことですよね。近年は子どもの貧困がいわれて久しいのですが、平均的な所得の半分も下回る水準で暮らす、そういう子どもの割合が 6 人に 1 人、いわゆる子どもの貧困化ですよ。そういうふうにいわれています。家庭で満足な食事が取れない子にとって、給食はセーフティネットになっていると専門家も指摘しているように、今では

大きな社会問題です。全国では、市長戦の公約になる例も少なからずあります。給食について、私は議員になった当初からかかわって、時代とともに歩んできました。最初は執行部の厚い壁に何度も跳ね返されてきましたが、めげずに質問を続けてきて、多くのことが今では実現しております。

そして今は学校を飛び出して、大きな社会問題の一つとしての質問に移って行きました。

一つ、こういう例があるんですけどね。町長にはこれは例として聞いてほしいんですけどね。群馬県が大体進んでるんですよ。学校給食のこの無料化というのは、その群馬県の長野原町という所も無料化になったんですけど、ここで言われてるのはですね、周辺の草津町や嬭恋村では無料化があって、子育て中の人転居してしまうと。これはどうもならんということで、自分とこも無料化にしたと。こういう例が、記事が新聞に載ってたんですけども。

そのように一つの社会問題になってきているということなんですが、町長としてはですね、そういう問題として捉えた場合、どのようにお考えですか。

お答え願います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

まず、憲法26条で義務教育が無償であるというふうな分にも触れましたけれど、私の考え方で国の制度としては、それは十分にこの給食についてはですね、自治体への支援というのはそういうふうになってないんじゃないかと思ってます。

それから、12月の議会でも答弁してきましたけれど、町の教育委員会の教育的な効果については先ほど答弁したとおりでございますけれど、そのことを踏まえて、当町では子育て支援施策を総合的に考える中で検討していきたいというふうに、12月で答弁したばかりだと思えますけれど。その町の、当町の子育て支援施策でございますけれど、現在、令和2年から令和6年間は、第2期の黒潮町子ども・子育て支援計画を進めておるところでございます。その中ではまだ、今宮地議員がご提案されました、給食の無料化については触れられてない状況でございます。

その中で、今後、町としましては当然、近隣の市町と比較しましてもですね、住みやすい町の中ではそういうふうな部分も大事な要素ではないかと思うんですけど、総合的に子育て支援施策、いろんな角度で考えなければいけませんので、いろんな議論をして、いろんなしっかりした計画の上で、やっていく必要がございます。

その中で、また当町の方で役所の中でつくってます、教育委員会と健康福祉課の方でつくってます子育て家庭教育推進準備会というのをやっておりますので、そういうところでまずはしっかりした計画を作って、そして支援策を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

その中で、学校給食の無償化についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

なかなか何回かやってもですね、執行部の壁っていうのは、特に無料化とかいうのは財源が大き

く伴うときはもう壁が厚くてですね。これをめげずにやっていくというのが、私たち議員は住民の声を届けていかなきゃなりませんから、またやっていますけども。

ぜひですね、少しは検討に値すると町長の答弁もありましたので、優先課題を少し上げてですね、ぜひ検討課題の早い方に、大きい方にですね、進めていっていただきたいと思います。

それで、これについて1番の質問は終わります。

2番の国保税についてです。

コロナ対策として質問を致します。

2年前から、突然降って湧いたかのようなコロナ感染症で、住民生活は大きな打撃を受けています。特に低所得者層への影響は深刻ですが、国もさまざまな救済対策を設けて、地方自治体もそれに沿って、それ以上にまた独自の補助制度を設けたり、国の制度をより使いやすく工夫したりなど、住民と一緒に頑張ってコロナ禍に立ち向かってきた経過があると思います。

今回は、その中の国保税の問題を取り上げました。

国保税の被保険者は、自営業の方々や一次産業従事者に加えて、年金暮らしや非正規の労働者、失業者等々、低所得者層が占める割合が高い保険構造になっているため、その影響をまろに受けて大変です。コロナ感染症の影響により収入が減少した被保険者等への国保料の減免は、令和2年度は国の制度があり、令和3年度も引き続き行われています。

令和3年度について、住民への通知はどのようにされておりますか。

また、減免の申請件数は何件ありますか。

お伺いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮地議員の一般質問、国保税について、国保税の減免について、住民への通知について、申請件数についてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、国民健康保険税の納付が困難になった世帯に対し、国の財政支援基準に基づく、国民健康保険税の減免を本年度も実施をしております。減免の対象となる方につきましては、主たる生計維持者、世帯主の方が死亡または重篤な傷病を負った世帯については全額免除です。また、主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、前年に比べて3割以上減少することが見込まれる世帯、こちらについては、合計所得額に応じて2割から10割の減免になっております。

住民の皆さまへの周知につきましては、当初の納税通知書に同封するご案内するという形で7月ごろ、また、ホームページや広報等に掲載をして、お知らせをしております。

令和3年度、本年度の申請件数ですが、2月末現在で2件となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

申請件数は今年度は2件ということでしたが、黒潮町って低いんですよね、これがね。以前聞いたときも2件だったんです。

宿毛市とか四万十市なんかもっと、2桁だったと思うんですけども、それだけお店も少ないとかいろいろあるのかも分かりませんが。周知方法も、川村課長のときにお願いしてホームページにも載せてくださいと言ったら、今、ホームページも載せてるし、納付書にも入ってるんですけどか。そういうことをしておりますので、引き続き周知はお願いしたいと思います。

カッコ2番にいきます。

コロナ感染症に感染した被保険者への国の傷病手当金の支給があつて、この制度は令和3年3月31日まで延長されました。が、国の制度は終了しています。4月1日からとなりますが、町として独自に支給を続ける対策を設けていますかと。

こういう質問を出しましたら、この広報3月号に載ってるのがどうもそうじゃないかなと思うんですけども。広報の3月号を見てみますと、ありがたいことに令和4年6月30日まで延長になったと載っております。それで質問を少し変更しますが、この延長は、確認ですが国の制度ですか。

そして、このことの住民へのお知らせは、広報以外に行ってるでしょうか。

そういう質問に変えましたので。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは一般質問カッコ2、傷病手当金についてお答えを致します。

議員ご質問のとおり、厚生労働省からの、国民健康保険及び後期高齢者医療における、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る財政支援につきまして、令和2年1月1日より令和3年3月31日の期間として開始をされまして、本町においても同様に支給をしております。

令和3年の4月以降、本年度ですが、厚生労働省から傷病手当金の支給に係る財政支援について、3カ月ごとに期間延長の通知が来ております。本町においても、その都度、期間延長を行ってきておりまして、令和4年2月10日付で厚生労働省より、3カ月間、令和4年4月1日から6月30日の期間も対象にするという通知がございましたので、規則の改正を行いまして、本町においても6月30日までの期間延長を行っております。こちら、国の制度に基づく支給措置となっております。

こちら広報等、ホームページ等でお知らせをしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

国は傷病手当の制度を、今、課長に聞きますと3カ月ごとに出してくると。で、延長、延長できておりますが、これでは住民はいつまで制度があるのかないのか、とっても分かりづらいですよ。終わってしまったのかなって私思ってたら、広報見てみたらあったんですよ。国もそういうことしないで、ほんとはボンと出してくれればいいんですが。

それでですね、提案ですけど。幸い、黒潮町の感染者はそれほど多くはおりません。国の制度が令和4年6月30日まで延長した後、どのようになるのか、今のままでは住民は不安です。国会質問を聞いたり、専門家のお話などを聞いておりますと、第7派を予測して国の対応を求めています。そして、コロナというのは次々と変異する特徴を考えますと、コロナが早期に完全収束するとは、

世界の中でもそういう認識はしていないと思います。誰もそういうふうを考えてないと思いますよね。第7派がそのうち来るだろうと。それがいつか、早いうちか、次期があるか分からないですけど。そんな状況を考えますと、いつ誰がコロナに感染してもおかしくないわけですので、傷病手当を令和4年度いっぱい、6月30日なんて言ってないで、来年の3月31日まで町として延長してはどうでしょうか。

国がそれでもですね、3カ月ごとに延長してますから、6月30日をさらに延長したら、そのときは国の制度を活用したらいいわけですし、何ら問題はないんじゃないかなと思うんです。国の後出し対策ではなくて、そのはざまにもしなったら大変ですので、先へ先へですね、住民に安心感を持ってもらえるのも、今の時期とてもありがたい政策だと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えをしていきたいと思います。

新型コロナウイルスに関する国の施策というのはさまざまございまして、その中の一つがこの傷病手当のこともなってくるわけでございますけれど。例えば公調整基金というような制度でもですね、やはり3カ月、3カ月で、その状況を踏まえて国の方は制度延長してきてるような状況でございます。やはりこういうふうな課題のことにつきましては、一つの町での制度運用というのはなかなか困難でございまして、やはり国の状況、国の制度によって、もってやっていきたいと思っております。

うちの町が非常に財政上裕福な町であればですね、先行していくことは、それは選択肢としてあるかもしれないですけど、現在のうちの町では、この国の制度、3カ月、3カ月で変更するということは、確かに議員おっしゃられるように、住民にとっては非常に不安定な気持ちであるかもしれませんが、こういう制度については、国準拠で実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

それでもですね、町長、なかなか黒潮町は今まで頑張ってます。

次の3番目、カッコ3に入りますけど。

町はですね、令和2年6月議会で、国保加入者の個人事業主にも傷病手当の支給を拡大することを決めました。これは国はやってないんです。町が独自で決めたことなんです。

この制度、少し分かりづらいですが、事業主に雇われてる人ですよ、例えばパートさんとかですが。コロナに感染して仕事を休みますと給料が入りません。それで、その人たちには傷病手当が出ますが、国からですよ。出ますが、事業主には、例えば喫茶店をやっていると居酒屋をやっていると、そういう事業主さんがコロナにかかっても、国の制度では傷病手当は出ないんです。それを黒潮町は、事業主にも傷病手当の支給を拡大して独自にやってくれてたんですよ。この事業主にまで拡大する制度は全国的にもあまり例がなく、当時の住民課の課長は川村課長でしたけども、民主商工会から取材があつて、商工新聞にも取り上げられて、私も同席したことでした。このきめ細かな、住民にあったかい制度っていうのは、個人事業主の方から大変喜ばれました。

現在は、この事業主に対して拡大したこと、どうなっていますか。

もし続けてやってないのでしたら、再度の取り組みを求めますがどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮地議員の一般質問、傷病手当の支給対象拡大についてお答え致します。

国民健康保険および後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当につきましては、令和2年1月1日より支給を始めております。

また同時期より、本町独自ですが、事業を営む被保険者の方も対象に、傷病手当の支給を行っているところです。こちらにつきましても、被用者の傷病手当と同様に3カ月ごとに期間延長を行っております。こちらについても令和4年6月30日までの期間延長を行ったところです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

町独自の取り組みも続けて、6月30日まで延長してやってくれてる。まあ、その延長の仕方は国と一緒に3カ月ごとに更新はしておりますけどもやってくれてるということで、大変ありがたい制度だと思います。

ちなみに、令和2年度のこの制度については192万円の予算がついておりますが、執行したらどの程度お金を使った、執行されたんでしょうか。

分かりますか。分かったら。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

事業者に係る傷病手当についての方でよろしいですか。

こちらで言いますと、令和2年度で1件、6万円が支出をされております。この1件のみとなっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

1件でも町独自の制度があったということで、ほんとに住民にとってはですね、コロナにかかる方自体が少ないわけですから、その中の1件でしたら、パーセンテージが高いと思いますけど大変ありがたい制度だと思います。

そして黒潮町独自にね、細かい制度を設けてくれるということが、他市町村からも評価されておりますけども、全国的にこれは珍しい制度ですので、大変ありがたいことです。ぜひそれをですね、先ほど言ったように町長、また続けてください。

次、いきます。カッコ4番です。

国保税がありますけど、国保税はいろんな項目で決められておりますけども、国保税の決め方について、まあそもそも論ですかね。それをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮地議員の一般質問、国保税の決め方についてお答を致します。

平成30年の制度改革によりまして、従前の市町村単位での運営に加えて、県が県全体の国保財源を管理する主体となりました。このことにより、その年にかかる国保の給付、これは被保険者が医療機関にかかった際に窓口で支払う自己負担金、これを除いた部分を、市町村が保険者として負担する給付費のうち、第三者行為などによる一旦給付を除いた、ほぼ全額が県から普通交付金として交付をされます。

その代わりとしまして、県が当該年度の県全体の国保財源を賄うために必要となる事業費納付金というものを、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて配分を行います。これを各市町村が県に納付をすることとなっております。このことが、現行の市町村国保税制度において、国保税を決定する重要な要素となっております。

税率を決定するには、県への納付金や特定健診などの保健事業など、まず必要な歳出額を見込みまして、その後、国からの特別交付金や補助金、県からの繰入金、一般会計からの法定内繰入金などを差し引きをしまして、その不足額が国保税として必要な額となります。

黒潮町国保税の内訳につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額から成りまして、それぞれに対して、所得割、資産割、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額を算定します。これを4方式と言いますが、その合計額としたものが国保税の年額となります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

先ほど一緒に聞けば良かったんですけど、ちょっと、4方式、4つに所得税とか均等割とかありますよね。そのそれぞれの割合についてもお聞きしたかったんですけど、ちょっと質問が抜けましたので、その点をお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えをします。

当町、4方式を採っております、その内訳ですが、一人一人で言いますと、世帯人数等で割合が変わってきますので、まず町全体の賦課額で割合をはじきました。それでいきますと、所得割が44パーセント、それから資産割として8パーセント、それから均等割として29パーセント、平等割として19パーセント。こちらが、町全体としての内訳になります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番 (宮地葉子君)

これを最初に聞けばよかったです、抜けておりました。

カッコ5にいきます。

今議会に、国が未就学児の均等割を5割軽減することを決めまして、それに向けた議案が提案されております。町の対象者は何人になりますか。

また、一人当たりの軽減額は幾らになるでしょうか。

それを法定減免額もあると思いますので、それぞれに分けてお答え願えますか。

議長 (小松孝年君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

それでは宮地議員の一般質問、未就学児の均等割の5割軽減についてお答えを致します。

現在、被保険者均等割額は年額で基礎課税額が2万600円、後期高齢者支援等課税額が7,800円、介護納付金課税額が9,300円となっております、こちらを、世帯における被保険者数や所得に応じて7割、5割、2割の軽減を、法定軽減ですが行っております。

このうち、未就学児につきましては、基礎課税額と後期高齢者支援課税額が対象となります。

基礎課税額の7割を軽減した場合は6,180円、5割軽減の場合が1万300円、2割軽減の場合が1万6,480円となりまして、こちらが基礎課税額です。また、後期高齢者支援等課税額の7割を軽減した場合は2,340円、5割軽減の場合が3,900円、2割軽減の場合が6,240円となります。

令和4年度から予定をしております未就学児の5割軽減は、先ほどお答えした額をさらに5割軽減するものです。

数字が並びますが、基礎課税額の7割を軽減した場合は3,090円、5割軽減の場合が5,150円、2割軽減の場合が8,240円、軽減の対象でない場合も1万300円となりまして、こちらが基礎課税額です。後期高齢者支援等課税額の7割軽減の場合が1,170円、5割を軽減した場合が1,950円、2割を軽減した場合は3,120円、軽減対象でない場合も3,900円となります。

これを令和3年度国民健康保険税の当初課税の状況から対象者を算定しますと、63人、世帯数で言うと43世帯となりまして、軽減額としましては119万9,900円となりまして、1人平均でいきますと1万9,046円となります。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

11 番 (宮地葉子君)

改めて、国保というのはほんと複雑な計算方法があるもんだなと思ってお聞きしました。分かりづらいですね。納付書が来たら、それを払うしかないというところですが。

今回の国の制度っていうのは、国の制度ですね、それは未就学児だけですよね。そして、それは全額ではなくて5割、半分の軽減ですね。

お聞きしますが、町は今回のこの国の制度についてはどのような見解を持ってるのでしょうか。

お聞きします。

議長 (小松孝年君)

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

今回の財政支援を含めての軽減措置ですが、子育て世帯へのという、まあ子育て支援の意味合いが多いかなと思っております。

また、法的な措置でありますので、町村としましてはそれに従った支援をするという形になると思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

子育て支援策、確かにそうですね。

ただ、もう少し私は踏み込んでですね、これは未就学児だけですし、5割軽減ですがっていうことをちょっと言ったんですけど、そういう細かいことには踏み込みませんでした。

それでですね、ちょっと待ってくださいね。カッコ5番ですけど。未就学児の均等割を5割軽減する国の制度が令和4年4月から始まりまして、対象者数が一人当たりどれくらいの軽減になるかというのはちょっと、先ほど言ってくれましたかね。これは。じゃあ、いいですね。省きます。

先ほど私が、この国の制度、未就学児だけ、そして5割軽減だけということについて、課長が子育て支援策だと、そういうふうに言うてくれました。それはそれで間違いないと思います。

均等割っていう制度は、国保加入者一人当たり税金が掛かるんですよね。ですから子どもが一人増えるごとに負担が増える内容ですから、子育て世代にはとりわけ重い負担になっているわけですね、そういう制度ですね。この均等割の制度については、人頭税ではないかとか、少子化対策に逆行するのではないかっていうのが、国民の声がありまして。全国知事会や市町村会、地方自治体もそうですが、地方議会、関係団体その他、国民の皆さんからこれまでの取り組みがあって、やっと政府も重い腰を上げた。こういう制度にやっと踏み切ったということがあります。

全国的に見ますと、独自の減免制度を国に先駆けている先進自治体もたくさんあるんですが、今後は何かと方法を考える必要があるかと思うんです。

それで、カッコ6にそのまま移っていきますけど。

それでですね、それに向けて、均等割、5割軽減を18歳までの子どもの世帯へ拡充して、国保に加入する子育て世帯への支援を行うことを求めます。

町で拡充するとなると、該当する世帯は何世帯ありますか。

また、その制度を実現した場合、町の財源はどの程度必要かをお聞きます。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、均等割5割軽減の対象年齢拡大についてお答えを致します。

初めに、均等割の5割軽減の対象年齢拡充後、町の独自の施策として実施した場合の対象者としましては、令和3年国民健康保険税の当初賦課の状況から算定をしますと、246人、137世帯となります。軽減額としましては467万380円となりまして、1人平均1万8,985円、世帯平均で言いますと3万4,090円となります。

来年度予定をしております未就学児の5割軽減につきましては、財政支援としまして、国2分の

1、県4分の1、町4分の1の負担となっております。

これを、仮に18歳までの子ども世帯に拡充をすることとなりますと、拡充額の全額を町が負担することになります。この場合は市町村の単独事業となりまして、一般会計から繰り入れをすることになります。そうしますと、国保加入者とその他の保険加入者の方との公平性の観点からも、慎重な検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

今ですね、18歳まで拡充した場合は町の財源はどの程度必要ですかっていうのは、答弁いただきましたかね。

すいません、もう一回すいません。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

お答え致します。

措置をした場合、467万380円が軽減の額となりまして、こちらが負担をする額となります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

ちょっと聞き逃しておりまして、すいません。

今はですね、少子化対策は国全体の課題となっております。子育て支援としてのさまざまな制度が、国をはじめ各自治体の独自政策も進んでおります。今後は全国的に、この均等割制度の廃止か、または部分軽減とか。今は国が未就学児5割軽減をしてくれていますけども、それをさらに拡充した内容が何らかの対策を取る自治体は増えることと思います。それはですね、全国知事会が意見を申してるとか、市町村会も意見を挙げてるわけですから、均等割であったらほんとに子育て世代では無理がいくっていうことは、皆さんご承知なんですよね。それでそういう政策を取っていると思うんですけども。

今回の私は例として、例えば18歳まで5割軽減は広めないかという案を出しましたが、これは学校給食の無料化の支援策でも言いましたけど、この制度の減免方法には、18歳まで何もしなくてもいろんな方法があります。財政も含めて、その自治体の状況に合わせて独自の工夫や努力が考えられると思います。

例えばですけど、全国の例を見ますと、埼玉県の藤沼市では、全員に、全員っていうのは国保の関係者ですよね。均等割で全員に免除するんじゃなくて、第3子以降の子どもの均等割を免除しています。そういう方法も取れるわけですね。自治体においてはそういう方法も取っています。

岩手県宮古市では、18歳以下の子どもの均等割を全額免除しておりまして、その財源を、ふるさと納税の市長おまかせっていう分があるんですけども、そういうところに充てているそうです。

町としては、この均等割の制度についてはどのような見解を持っておりますか。このままでいい

と思ってるでしょうか。それともですね、全国の自治体では独自の減免制度を国に先駆けて行っている自治体が増えていますが、町も少子化対策として何か方法を考える必要があるかなど。そういう見解をお持ちでしょうか。

ちょっとお尋ねします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

独自の軽減措置のお話ですが、先ほど答弁させていただいたように、独自の軽減措置をすると、一般会計から繰り入れをする形になります。で、国保の会計から言いますと、この法定外繰入金というふうに言われまして、決算補てん目的とみなされる可能性が高いです。そうなりますと、軽減額とプラスアルファしてですね、特別交付金の一部が軽減をされる、減額される可能性もあります。その結果としまして、不足分を国保で補うために、さらに率を上げないといけないということにもなりかねないので、慎重な議論が必要かと思っております。

また、こうした制度のため、議員ご質問のあったように、全国の町村会ですとか議長会、町6団体から国に対して、制度そのものの見直し、また、対象年齢拡充について要望をいただいているところです。なので、制度そのものをそういった形に変えていただくよう、要望等も続けていければというふうには考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

でも、この均等割の制度については問題があると。何とか国の方に要望を挙げていきたいと。うちの方で独自にやるにはなかなかお金が掛かるのでできないけども、そういう声は挙げていきたいというふうにとってよろしいのでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

均等割についてですが、基本的に国保を構成している4つの方式のうちですね、応能と言われる部分が所得割資産割です。それから応益としまして、平等割資産割等があるんですが、基本的にバランスとしまして、応能と応益、50対50ぐらいが標準とされております。

なので、均等割をなくすとかいう議論にはならないとは思いますが、バランス等も当然ありますので、そういうこともあって、法定的な7割、5割、2割とか、そういった軽減等はあるので、制度に基づいた軽減というのは今後も当然やっていくべきですが、率を変えたりとかですね、軽減、独自の軽減措置というのは、やっぱり慎重な議論が必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

慎重な議論はもちろん必要なんです。

私は町の見解を求めたんであってですね、均等割というのはほんと人頭税じゃないかっていうね、そういう声もあるように、子どもが増えれば増えるほど税金が上がるというね。子育て施策としては、応援としてはやっぱり逆行するんじゃないかっていう声があって、全国知事会なり市町村会なりが声を挙げてるんですけど。それについての町の見解はどうですかっていう、そのところでお聞きしたんですけど。

すいません、もう一回。そういうことについては、均等割制度については妥当だと思うという考えもありますし、いろいろあると思うんですけど、町としてはどういう見解を取っているんでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

均等割につきまして、やはりご質問あったように、人数が多くなればその分が負担が上がるという部分ですが。やはり、応益という観点から考えますと、保険を受ける方がたくさんいるということにはなりません。

なので、一定そういった均等割という制度というか、考え方自体を持っておく必要があるとは考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

最後はすいません、大事なところが聞き取れなかったんですけど、もう一回お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

お答えします。

均等割自体は国保特有のものではありますので、人数によって負担が変わるというのは制度上仕方がない部分ではあると思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

仕方がない、というふうに言われました。国の制度だから仕方がないということだろうと思いますが。

また、今後もいろいろ問題が出てきたときに質問をしていきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 55分